

遊佐町告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第568回遊佐町議会定例会を令和5年9月5日遊佐町役場に招集する。

令和5年8月3日

遊佐町長 時田 博機

第568回遊佐町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
 - 議長報告
 - 組合議会報告
 - 一般行政報告
 - 教育行政報告
 - ※新規請願事件の審議について
- 日程第 4 請願第1号 臂曲地区碎石跡地の速やかな緑化の実施に関する請願
- 日程第 5 請願第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願
 - ※発議案件の審議及び採決
- 日程第 6 発議第5号 新・道の駅整備に係る調査特別委員会の設置について
- 日程第 7 発議第6号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の設置について
- 日程第 8 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番	駒井	江美子	君	2番	今野	博義	君
3番	渋谷	敏	君	4番	本間	知広	君
5番	那須	正幸	君	6番	佐藤	俊太郎	君
7番	齋藤	武	君	8番	松永	裕美	君
9番	菅原	和幸	君	11番	斎藤	弥志夫	君
12番	高橋	冠治	君				

欠席議員 1名

10番 土門 治明 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機	君	副町長	池田与四也	君
総務課長	池田久	君	企画課長	渡会和裕	君
産業課長兼	館内ひろみ	君	生活課長兼	太伊智光	君
農業課長	渡内部	君	課長兼	田藤海樹	君
健康福祉課長	土門敦	君	費長	佐藤弘	君
教育課長	佐藤充	君	課長兼	本間康弘	君
農業委員会	間	君	長		
代表監査委員			長		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門 良則 議事係長 船越 早苗 主査 佐藤 明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより第568回遊佐町議会9月定例会を開会いたしま

す。

(午前10時)

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、10番、土門治明議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番、駒井江美子議員、2番、今野博義議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、那須正幸委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（那須正幸君） おはようございます。第568回遊佐町議会定例会の運営について、去る8月14日、8月21日及び本日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日9月5日から9月15日までの11日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として、議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。

次に、新規請願事件2件の審議、発議案件2件の審議及び採決を行い、その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の9月6日は、前日に引き続き一般質問を行い、5人を予定しております。続いて、令和5年度各会計補正予算6件及び事件案件1件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の9月7日は、終日各常任委員会を行います。

第4日目の9月8日は、補正予算審査特別委員会をおおむね午後3時頃まで行い、その後、本会議を開会し、事件案件1件の審議及び採決、令和5年度補正予算審査結果報告及び採決を行います。続いて、条例案件1件、事件案件2件、令和4年度各会計歳入歳出決算7件を一括上程し、決算審査については恒例により決算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第5日目の9月9日、第6日目の9月10日は、週休日に当たるため休会といたします。

第7日目の9月11日は、終日各常任委員会を開きます。

第8日目の9月12日は、終日各常任委員会を開きます。

第9日目の9月13日は、議案調査等のため休会といたします。

第10日目の9月14日は、終日決算審査特別委員会を開きます。

第11日目の9月15日は、9月14日に引き続き決算審査特別委員会をおおむね午後3時頃まで行い、審査

を終了いたしたいと思います。その後、本会議を開会し、請願事件2件の審査結果報告及び採決、条例案件1件の審議及び採決、事件案件2件の審議及び採決を行います。続いて、令和4年度各会計の決算審査結果報告及び採決、人事案件4件の審議及び採決、発議案件1件の審議及び採決を行い、終了次第、第568回定例会を閉会したいと思います。なお、請願につきましては、採択された場合、その意見書の発議のため、議事日程に発議案件を追加することといたします。

議員各位のご協力をよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日9月5日より9月15日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

1 財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町長より報告があった。

（1）令和5年7月19日付

令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率

ア 実質赤字比率	黒字のためなし
イ 連結実質赤字比率	黒字のためなし
ウ 実質公債費比率	10.7%
エ 将来負担比率	61.4%
オ 資金不足比率	黒字のためなし

2 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をした旨、町長より報告があった。

（1）令和5年8月14日付

専決第11号

町有自動車事故に係る損害賠償額の決定及び示談についての専決処分について

（2）令和5年8月14日付

専決第12号

町有自動車事故に係る損害賠償額の決定及び示談についての専決処分について

3 系統議長会について

（1）山形県町村議会議長会臨時総会

ア 期 日	令和5年6月1日（木）
イ 場 所	金山町

ウ 案 件

- (ア) 報告第4号 議長の異動
- (イ) 報告第5号 役員の選任
- (ウ) 報告第6号 会務報告
- (エ) 議案第5号 令和4年度山形県町村議会議長会収入支出決算
- (オ) 議案第6号 各地方提出議題

(荘内地方)

- ・羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について
- ・庄内地域の橋梁の架け替え促進について
- ・日本海沿岸東北自動車並びに新庄酒田道路の整備促進について

(置賜地方)

- ・自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援について
- ・遊休施設の解体・撤去費用に対する支援の充実について
- ・空き家対策支援について

(最上地方)

- ・高速道路網の整備促進について
- ・国道の整備促進について
- ・医師等医療人材確保対策の推進について

(村山地方)

- ・子育て家庭への経済的な負担軽減対策の拡充について
- ・北村山公立病院への支援について
- ・空き家対策の財政的支援について

- (カ) 議案第7号 特別決議

再生可能エネルギーの導入等に関する特別決議

- (キ) 選任第1号 役員選任
- (ク) 承認第1号 会長・副会長選任
- (ケ) 選任第2号 監事選任
- (コ) 選任第3号 自治会館管理組合本会選出議員の補欠選任

(2) 荘内・置賜両地方町村議会議長会合同研修会

ア 期 日 令和5年8月9日(水)～10日(木)

イ 場 所 川西町

ウ 内 容 研修

演題 「川西町のリーディングプロジェクトメディカルタウンの整備
について」

講師 川西町政策推進課 地方創生主幹 色摩 良一 氏

現地視察

場所 川西町メディカルタウン

4 議員の派遣について

会議規則第129条の規定により、議員を派遣した。

(1) 令和5年7月7日付

庄内地方町村議会議員前期研修会

ア 期 日 令和5年7月27日(木)

イ 派遣場所 遊佐町

ウ 参加議員 駒井江美子議員、今野博義議員、渋谷敏議員、本間知広議員、那須正幸議員
佐藤俊太郎議員、齋藤武議員、松永裕美議員、菅原和幸議員、斎藤弥志夫議員
高橋冠治議員

(2) 令和5年6月27日付

庄内市町村議会議員全員研修会

ア 期 日 令和5年8月18日(金)

イ 派遣場所 鶴岡市

ウ 参加議員 駒井江美子議員、今野博義議員、渋谷敏議員、本間知広議員、那須正幸議員
佐藤俊太郎議員、齋藤武議員、菅原和幸議員、斎藤弥志夫議員、高橋冠治議員

(3) 令和5年7月20日付

町村議会新議員研修会

ア 期 日 令和5年8月30日(水)

イ 派遣場所 山形市

ウ 参加議員 駒井江美子議員、今野博義議員、渋谷敏議員

以上です。

次に、組合議会報告を行います。

庄内広域行政組合議会について、小職より行います。

組合議会報告

令和5年8月16日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

庄内広域行政組合

議員 高橋冠治

組合議会報告について

組合議会が開催されましたので、次のとおり報告します。

記

1. 招集日時 令和5年8月16日(水) 午後3時
2. 場 所 酒田市 ホテルリッチ&ガーデン酒田
3. 付議案件

(1) 認第1号 令和4年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

収入済額	17,770,158円
支出済額	14,707,001円
歳入歳出差引残額	3,063,157円

(2) 認第2号 令和4年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額	11,200,000円
支出済額	11,200,000円
歳入歳出差引残額	0円

(3) 認第3号 令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額	184,475,550円
支出済額	163,791,898円
歳入歳出差引残額	20,683,652円

(4) 認第4号 令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額	505,251,735円
支出済額	450,910,644円
歳入歳出差引残額	54,341,091円

(5) 議第10号 庄内広域行政組合監査委員の選任について

組合議員 高橋冠治(遊佐町)

4. 審議の結果

認第1号～認第4号 原案認定

議第10号 原案同意

以上です。

次に、一般行政報告について、池田副町長より報告願います。

池田副町長。

副町長(池田与四也君)

一般行政報告

令和5年9月5日

1. 職員採用について。7月9日、社会人対象の遊佐町職員採用試験の2次試験を実施しました。採用が決定した3名について9月1日に辞令交付式を行い、本町職員として産業課、町民課、教育課にそれぞれ配属されています。

2. 戴邦碑祭の催行について。7月16日、江地の玉龍寺において、町の四大祭の一つである戴邦碑祭が行われました。参列者による焼香に加え、遊佐中学校3年生の代表生徒による学習発表を行い、偉業への顕彰の念を深めました。

3. 知事と若者の地方創生ミーティングについて。8月9日、知事と若者の地方創生ミーティングが行

われました。ミーティングでは、遊佐町の高校生や大学生、企業の代表者など、若者8名が町の課題をテーマに自分たちが取り組んでいる活動事例を紹介し、吉村知事と町の未来について語り合いました。

4. 行政事務事業の外部評価について。14年目となる行政事務事業の外部評価に係る各課ヒアリングを7月6日、7日に行い、8月17日に報告書を取りまとめました。

5. 県議会議員と語る会の開催について。8月4日、県議会議員と語る会を開催し、酒田市飽海郡区選出の県議会議員4名の出席をいただきました。現地視察を行った後、遊楽里において町内各団体の代表者から多くの発言があり、活発な意見交換を行いました。

6. 蕨岡・高瀬まちづくりセンター改築事業について。蕨岡・高瀬まちづくりセンターの空き校舎への移転改築事業がスタートし、7月から8月にかけて両地区で3回の改築検討会議を行いました。実際に空き校舎を見学するなどして、地域からの要望を踏まえた設計を進めています。

7. 遊佐町合併70周年記念事業実行委員会について。8月1日、来年度の遊佐町合併70周年記念事業の実施に向けて、第1回実行委員会を開催しました。公募委員3名を含む19名の実行委員の中から会長を選出し、70周年記念事業のテーマについて協議を行いました。

8. 移住定住促進施策について。6月17日、東京交通会館を会場に町単独による移住セミナー「ゆざを楽しむ愉快的仲間達」を開催し、7月23日には同所で開催された「東北移住&つながり大相談会」において首都圏の移住希望者の相談に対応しました。

7月23日～25日に開催したNPO法人いなか暮らし遊佐応援団による「移住体験ツアー～鳥海山のある暮らし～」は、6月17日の移住セミナーと連動したツアー企画として実施しました。最小催行人数の2組2名での参加ではありましたが、天気にも恵まれ、無事に実施することができました。

また、遊佐町I J Uターン促進協議会が実施主体となり、遊佐町の認知度向上と移住体験者の増加による移住促進を図るため、空き家を魅力ある移住体験施設（お試し住宅）として整備することを目的に、プロポーザル方式で事業者を募集しました。1事業者から応募があり、7月31日に選定委員会で審査を行い、受託候補者として決定しました。

9. 夏期観光事業について。7月29日、遊佐町観光イベント実行委員会が主催する「第35回ゆざ町夕日まつり」遊佐町民花火大会が開催されました。天気にも恵まれ、会場には約6,000人の来場者を迎える中、盛大に花火大会を実施することができました。

海水浴場については、7月14日に海水浴場開きを行い、西浜・釜磯は14日から、十里塚は地元運営委員会の協力の下15日から営業を開始し、8月15日まで1か月間の開設となりました。

10. 「遊佐町泊まってお得キャンペーン」の実施について。6月16日から、町内宿泊施設の宿泊者に町の特産品をプレゼントする「泊まってもらおう！遊佐の特産品」事業を展開しました。

観光需要が落ちる6月から7月でのキャンペーンとして実施し、予定件数の8割程度の利用で終了しました。

11. 遊佐パーキングエリアタウン整備事業について。8月18日に「遊佐パーキングエリアタウン（道の駅鳥海移転整備）事業建築基本設計委託業務」について、プロポーザルによる事業者選定の公募を開始しました。今年12月を目途に、候補者との業務委託契約を締結する予定です。

12. 魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業（県単）について。申請していた2事業が採択さ

れ、令和6年3月の竣工に向けて事業を進めています。事業の内訳は、遊佐園芸研究会のアスパラガス用パイプハウスが4棟、遊佐パプリカ第四組合のパプリカ用栽培プラント6棟です。

13. 環境保全型農業直接支払交付金事業に係る「みどりのチェックシート」の取組実施について。昨年度から交付要件となった持続可能な農業生産の取組に関する「みどりのチェックシート」の取組について、6月に行った事前調査の結果、3団体から報告があり、交付金の取組実施面積は93,451アールとなっています。今後とも、この取組が確実に実践されるよう、関係団体に対する研修を実施していく予定です。

14. 農地利用効率化等支援事業について。申請していた2経営体のパプリカ集出荷施設1棟、アスパラガス集出荷施設1棟が承認され、令和5年12月の竣工に向けて事業を進めています。

15. 松くい虫防除事業について。令和4年度分の被害木に対しては、7月のマツノマダラカミキリ羽化脱出前に伐倒・破砕処理を完了しました。また、薬剤散布事業については、昨年度に引き続き、羽化予想時期に合わせ、6月上旬から7月上旬にかけて実施しました。今後も県と連携し、被害量調査及び伐倒駆除等の事業を進めていきます。

16. 共存の森運営事業について。5月21日に町内外から11名の参加をいただき、共存の森地内と周辺の里山を散策しながら、森林学習会を実施しました。また6月25日には8名の参加をいただき、共存の森地内の下刈り作業と周辺の里山散策を実施しました。今年度もしらい自然館と連携し、年間を通じて森に親しむ事業を実施していきます。

17. ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）について。8月25日現在、庄内米を中心に1万7,069件、2億7,949万7,000円の寄附をいただきました。昨年の同時期と比べて1,951件、5,626万5,000円の増となっています。実りの秋を迎え、今後も魅力ある返礼品の充実に努めるとともに、情報発信の有効なツールとして、引き続き掲載サイトを活用していきます。

18. 若者を中心としたビジネス創出事業構想会議の開催について。6月28日、第1回目となる若者を中心としたビジネス創出事業構想会議を開催しました。町内外の若手事業者や遊佐高校生など30名の出席があり、若者の地元回帰につながる創業・就労支援などの目標を定め、若者ビジネス創出の取組の方向性を確認しました。今後はテーマごとにワークショップを開催して、ニーズと課題を整理し、具体的な事業の実践につなげていきます。

19. 住宅支援事業について。8月6日現在の住宅支援事業の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金133件、定住住宅新築支援金12件、定住住宅取得支援金5件となっております。このうち下水道等接続を伴うリフォーム件数は8件となっています。

20. 遊佐町ゼロカーボンシティ宣言について。5月31日、遊佐町議会5月定例会において、「遊佐町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。今後、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、町民・事業者・行政の3者が協働し、全力で脱炭素施策に取り組んでいきます。

21. 遊佐地産地消エネルギー協議会の設立について。7月19日、遊佐町で生産したクリーンエネルギーを遊佐町で効果的に活用していくための仕組みづくりに向けた「遊佐地産地消エネルギー協議会」が設立されました。協議会は、民間のエネルギー関連事業者のほか、町やJA庄内みどり、生活クラブ連合会などの関連団体により構成されています。

営農型ソーラー発電等の再生可能エネルギー設備の導入や自動車のEV化、温室効果ガスの吸収源対策

などの施策を検討し、町の農業をはじめとする産業の活性化、地域課題の解決などに取り組んでいくことで、脱炭素によるまちづくりを進めていきます。

22. 遊佐町沖洋上風力発電事業の進捗について。9月1日から9月15日にかけて、再エネ海域利用法に基づき、国により促進区域指定の案の公告及び縦覧が行われております。この手続を経た後に促進区域に指定される見通しです。

促進区域に指定された後は、発電事業者の公募に向け、公募占用指針の策定など行われる予定です。

23. 下水道事業について。8月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,038戸のうち3,109戸で、接続率77.0%となっています。

農業集落排水区域では、供用開始戸数499戸のうち433戸で、接続率86.8%となっています。

24. 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について。令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種については、引き続き特例臨時接種として位置づけられ、実施期間は令和5年5月8日から令和6年3月31日までとされています。

新型コロナウイルス感染症の感染症分類5類移行に伴い、令和5年春開始接種はオミクロン株2価ワクチンを使用し、5月8日から9月19日まで実施されています。

本町においては、6月13日から6月28日まで遊楽里を会場に集団接種を実施しました。8月15日現在の接種率は、65歳以上の対象者5,499人中、接種した人は4,139人で75.3%となっています。

以上です。

議長（高橋冠治君） 続いて、教育行政報告について、土門教育長より報告願います。

土門教育長。

教育長（土門 敦君）

教育行政報告

令和5年9月5日

1. 教育委員会会議の開催状況について。5月26日、7月25日、8月21日に遊佐町教育委員会会議を開催し、令和6年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書の採択、令和4年度教育委員会事務の点検・評価に関する報告の承認、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令の承認、遊佐町社会教育委員の委嘱、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定についての議案が可決されました。

2. 総合教育会議の開催について。7月25日に令和5年度第1回遊佐町総合教育会議を開催し、教育委員会事務点検・評価報告書、小中一貫教育推進に関連する取組、休日の部活動の地域クラブ化について協議しました。

3. 学校運営について。各校とも大きな事故もなく夏休みを終え、2学期の教育活動が順調に始まりました。県内では、熱中症に関わる痛ましい事故が起きました。町内各校では、改めて熱中症対策を確認したところです。小学校では、新校開校後初となる秋季運動会に向けて準備を進めています。

山形県中学校総合体育大会においては、遊佐中学校の各運動部は今年度も優秀な成績を収め、特に陸上部個人（走り高跳び）では全国大会に、男子バスケットボール、剣道部個人では東北大会に駒を進めました。また、吹奏楽部は東北大会出場を逃したものの、県大会で銀賞を受賞しました。

4. コミュニティ・スクールの推進について。令和5年度は体制が大きく変わった年でもあるため、今後の方向性を再確認する第1回地域学校協働活動推進会議が7月4日に行われました。小中学校の学校運営協議会員、各地域学校協働活動推進員等が一堂に会し、講話・グループワークの研修を行いました。

また、学校運営協議会が、小中学校ともに新体制でスタートしました。地域学校協働活動連絡会も各校で行われました。これまで以上に「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」が推進されるよう、互いのニーズや地域の教育素材を把握し合うことができました。

5. 遊佐高校就学支援事業について。遊佐高校支援の会の申請に基づき、町から前期補助金が交付され、この補助金を基に介護職員初任者研修を受講する生徒1人に対する受講支援金2万5,000円を給付しました。また、通学タクシーについては2路線運行し、JR定期券購入費助成は随時受付しております。

6. 史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会の開催について。史跡小山崎遺跡の具体的な活用と整備について検討するため、昨年度に引き続き第4回史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会を6月16日に開催しました。

一昨年度に策定した保存活用計画を踏まえ、有識者5名の委員による協議を重ね、今年度中の整備基本計画策定を予定しています。

7. 杉沢比山現地公演について。コロナ禍の影響により昨年度まで縮小開催していた杉沢比山現地公演について、今年は4年ぶりに3日間の開催となりました。8月6日の仕組、15日の本舞、20日の神送りの三夜にわたり杉沢熊野神社境内において行われ、披露された伝統の舞は訪れた多くの方を魅了しました。

8. 遊佐町音楽祭について。8月20日に生涯学習センターホールにおいて、第29回遊佐町音楽祭を開催しました。今年度は9団体・個人が発表し、出演者、来場者合わせて約211人が鑑賞しました。4年ぶりに出演者での合同演奏が行われ、子供から大人まで幅広い年代が集まり、音楽を楽しむ貴重な交流の場となりました。

9. 少年町長・少年議会について。第21期少年議会では、6月17日に開票を行い、少年町長に1名、少年議員に10名が当選し、少年副町長に1名、少年事務局長に1名、少年事務局次長に2名、少年監査に2名が選任されました。6月20日に開催した第1回少年議会では、当選証書の付与及び任命書が交付され、全員の所信表明が行われました。その後、6回の全員協議会を経て、さきに実施したアンケート結果と議員の意見を基に一般質問と政策提言をまとめ、8月24日に第2回少年議会を開催しました。

10. 第29回奥の細道鳥海ツーデーマーチについて。9月2日、3日に第29回奥の細道鳥海ツーデーマーチを開催しました。新型コロナウイルスにより、近年は規模を縮小した大会等を行ってきましたが、今年度は4年ぶりに2日間で開催し、全国各地から多くのウォーカーが参加し、遊佐町の雄大な自然を堪能していただきました。来年度は、第30回の記念大会の開催を予定しています。

11. 青少年の社会参加について。中高生ボランティアサークル「くじら」は、遊佐中38名、遊佐高15名、酒田東高1名の計54名になりました。8月4日に県教育委員会主催のYボラ i n庄内に10名のメンバーが参加し、午前中にバルーンアートやボッチャのスキルを習得後、午後から小学生に教えながら一緒に交流する活動を行いました。ほかにも、夕日まつりや県外留学生のおもてなしをする企画に協力しました。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

新規請願事件の審査に入ります。

日程第4、請願第1号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 紹介議員の菅原和幸議員より補足説明を求めます。

9番、菅原和幸議員、登壇願います。

9番（菅原和幸君） ただいま上程されました臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する請願につきまして、議長から補足説明を求められましたので、紹介議員として補足説明を行います。

鳥海山麓では古くから採石が行われ、公共事業等に石材を供給していました。以前の臂曲地内での岩石採取に当たっては、事業申請者は本請願者でもあります胴腹滝周辺環境保全協議会のほか、東部地区環境保全対策委員会と岩石採取条件協定書を締結することで事業を進めておりました。その協定書締結に当たって、遊佐町長は立会人でありました。当町は、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例を平成25年6月21日に制定しております。請願件名にあります臂曲地区採石跡地については、文書表に記載のように、平成25年7月23日に認可申請されました。その後、同条例の規定に基づき協議が進められ、同年11月29日に事業申請者である川越工業株式会社と遊佐町長が遊佐町環境基本条例に基づく遊佐町内の岩石採取等に係る環境保全に関する協定書を締結し、事業が進められた経過があります。

私は、事業申請に当たっての協定書は当事者間で取り決める事項について記載する書面であり、基本的には契約書であると認識をします。すなわち、環境基本条例に基づく遊佐町内の岩石採取等に係る環境保全に関する協定書第3条の事業執行上の責務として、その3号に「景観の保全と災害防止を図るため、最終のり面を形成しながら掘削し、速やかに緑化を行うこと」と明記されております。本年の調整段階においても、採取地の緑化の方法に関する発言が出席者からあったように、現時点でも同協定書の第3条3号が履行されていることは確認できないと考えます。事業を認可した山形県と協定を締結した遊佐町に対し意見書を提出することを求める願意は、適切なことであると認識いたします。

また、令和5年の8月2日の全員協議会において、所管する課より平成25年11月29日に町と採石業者が結んだ協定内に速やかに緑化を行うことについての記載があるため、町からもある程度直接働きかけが可能であるとの説明が本議会になされております。

以上、請願の願意をご理解いただき、採択いただきますようお願いし、補足説明といたします。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、総務厚生常任委員会に審査を付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は総務厚生常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第5、請願第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 紹介議員の菅原和幸議員より補足説明を求めます。

菅原和幸議員、登壇願います。

9 番（菅原和幸君） ただいま上程されました食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願につきまして、紹介議員として補足説明を行います。

食料・農業・農村基本法の前身でもある旧農業基本法は、農業の発展と農業従事者の地位向上を目指し、昭和36年に制定されました。その後の昭和40年代には、米の過剰生産に伴い、減反政策が本格的に実施されることになりました。以前は国が食糧を管理しておりましたが、平成7年には食糧管理法が廃止されて、国による食糧管理制度が終わることになりました。それから4年ほど経過した平成11年7月に、制定から38年ほどが経過した旧農業基本法に食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、農村の振興などの施策を加えた食料・農業・農村基本法が新たに制定されました。当時、国は国際競争力を高めるため、規模拡大等の構造改善などを進めるとしており、同法には「安定的な農業経営を目指した規模拡大などの政策を講ずる」と、そう明記されております。当時の当町では、平津区域の県営圃場整備がほぼ終える状況にありました。当法は、当町の農政にも食糧・農業・農村基本法が寄与したものと私なりには認識しております。

同法は、制定から20年以上経過していることもあり、政府は現在、来年の通常国会への法案提出を目指しており、本年5月に検証、見直しに関する中間取りまとめを示し、現在、意見、要望等を募集しております。県内でもJA山形中央会を中心に、本請願者である庄内みどり農業協同組合、同農政対策推進協議会などが共同し、先月17日には山形市内で会議を開催し、意見の集約、取りまとめを行っております。私は、農業だけではなく、畜産業などを含め、資材高騰などによる生産コストが変動している現状にあると理解しております。見直し後の食料・農業・農村基本法では、農家の経営を安定させる施策が最も重要な論点になるものと認識します。利益につながる再生産可能な価格の適切な形成、それから仕組みの具体化などがこの請願の願意の背景にあるものと認識します。よって、政府及び国会に意見を提出することは適切であるものと認識しております。

以上、請願の願意を理解いただき、採択をいただきますようお願いし、補足説明といたします。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、文教産建常任委員会に審査を付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は文教産建常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第6、発議第5号 新・道の駅整備に係る調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議しており、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第6号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議しており、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、新・道の駅整備に係る調査特別委員会及び遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査特別委員会の正副委員長互選のため、本会議を休憩いたします。

（午前11時15分）

休 憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

議長（高橋冠治君） 新・道の駅整備に係る調査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

新・道の駅整備に係る調査特別委員会委員長に齋藤武議員、同副委員長に佐藤俊太郎議員、以上互選されましたので、報告いたします。

次に、遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

遊佐町沖洋上風力発電計画に係る調査等特別委員会委員長に齋藤弥志夫議員、同副委員長に本間知広議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

次に、日程第8、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いい

たします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9 番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 第568回議会定例会、自分にとっては議員3期目の初めての議会であります。また、本定例会でも1番目の質問者となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

令和4年12月議会において、私は空き校舎利活用や今後想定される各事業計画を明確にする時期について質問をしました。その最後のまとめの部分で、執行部と議会の垣根を外して町の財政状況の検証を今後やっていけたらというような趣旨の発言をいたしました。今回、私なりに現状分析を行いました。それを基に、遊佐町が持続的に発展していく政策の展開について議論をさせていただきます。

当町の本年7月末での人口は1万2,621人であり、この10年間で約2,600人減少しております。平成27年10月に町が示したまち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略では、2040年には約8,400人まで減少すると推測しております。人口動態も過去のピラミッド型から現在はつぼの形。今後は各世代が減少するろうそく型になるとも予測されております。人口減少が町政運営に一定の影響を生じさせていないのか、自分なりに検証してみました。当町予算の歳入は、町税、地方交付税、繰入金約6割の中、昨年度までの2年間は町税と地方税で50億円を超えております。人口が減少していることから町税の減額であろうと考えましたが、検証の結果、人口減少には比例していない現状にあると、そう理解したところであります。特に個人町民税は、納税義務者数の減少の中、横ばい状態にあります。町税の一つである固定資産税は、町内で建設中の償却資産に位置づけられる施設もあり、今後増額になるものと推測されます。しかし、恒久的に定額で継続するものではありません。現在の歳入状況が将来も維持できればといえば、そうとは言えないと私は考えます。町が公開する資料によれば、令和5年3月末の町債総額は142億円ほどであります。当町は、平成22年の過疎地域指定以降、過疎債を発行する事業を展開していますが、償還期限を迎えたものはどの程度の割合か伺います。

当町では、新庁舎建設事業費を超える約30億円を概算事業費とする遊佐パーキングエリアタウン整備事業が進められています。建設事業に当たっては、令和元年12月に設置した遊佐町パーキングエリアタウン整備基金を充当し進められていますが、起債の償還など、後年度負担が伴うものと考えます。町長は、以前、「「タウン」は町づくりの意味合いもある」と述べられました。8月22日には、町のホームページに遊佐パーキングエリアタウン事業建築基本設計委託業務公開型プロポーザルの実施と内容が公開されました。その表題には括弧書きで道の駅鳥海移転整備と明記されております。道の駅の移転整備が目的なのか、ほかに町長と執行部において町税の増収にもつながるような一定の構想があるのか伺います。

公共施設の経年変化に対応するインフラ整備等は、町が継続して発展する上で必要であると考えます。しかし、例を挙げれば、今の遊佐パーキングエリアタウンを核とする文化施設や観光施設の整備、それらをつなぐ道路インフラ整備も重要であると認識します。これらは新たな事業投資にもつながります。適切な投資で最大の事業効果を得ることが重要であると考えます。先ほど例に挙げました遊佐パーキングエリアタウンを核に目指す内容について、関係する地域や集落との調整、各課の連携の在り方を含め所見を伺い、壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。568回の定例会、議員各位には初めての任期の議会定例会でありますけれども、1番目に質問されるのは多分、菅原議員がここ新庁舎始まって以来毎回1回目で、第1質問者がずっと継続しているという思いをしています。ちょうど庁舎できてから2年を経過しました。本当にご苦労さまです。いい町づくり、皆さんと共に頑張ればいいと思っています。

さて、人口減少の中での遊佐町の持続可能に発展していく施策の展開についての質問がありました。我が町の一般会計における町税については、令和2年度から令和4年度までの納税義務者数と町税総額の関係については、ご指摘のように納税義務者数の減少と比例する関係にはなく、各年度の事情により変化するもので、特に個人町民税では納税義務者数の減少とはほぼ関係なく、横ばいの状態を示していると考えています。これは、各個人所得の上昇によるものが多いのかなという、そんな認識をいたしております。また、町では平成22年度の過疎地域指定以降、過疎債を財源に事業に取り組んでまいりました。この過疎債は、償還据置期間が3年ありますが、償還期限は12年となっております。令和4年度に平成22年度の最初の過疎債のソフト事業分が償還期限を迎え、今後、順次償還期限を迎えることとなります。具体的には、令和4年度末時点の町の過疎債全体の発行額は61億3,150万円、これに対し償還期限を迎えた額は平成22年度分の過疎債6,970万円、発行額全体の現在は約1%となっております。遊佐パーキングエリアタウンについては、令和9年度当初の開業を目指して事業に着手しております。その財源に関しましては、道路休憩施設としての国との一体型による道の駅整備や、総務省や農林水産省の各種補助事業等を積極的に活用していきたいと考えております。また、過疎債をはじめとする地方債の充当、令和元年度より積み立てられてきました遊佐パーキングエリアタウンの整備基金の運用と財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。高速道路を整備するのは国の事業であります、その施設をいかに活用するかは各地方の責務であると認識をしております。パーキングエリアタウン事業の第一義的な道の駅鳥海の移転ではありますが、要は無料の高速道路のインターチェンジ、そしてそこを核として道の駅のまちとして、いわゆる定住施策を周辺に進めたいと。それらを想定しながら、大きなにぎわいをつくり出すような努力をしていきたいと考えております。

なお、現在募集を行っているとおり、今年度中には管理運営事業者を決定する予定であります。今後は開業に向けてより具体的な協議を進めていくこととなりますので、その際は関係各課や地域集落との調整や連携が必要になってくると考えております。

財政のご心配をいただきましたので、決算議会でありますので皆さんに情報は伝わっていると思いますが、私が就任した、引き継いだ当時の遊佐町は起債総額が平成20年、208億円でありました。現在は142.4億円。起債として65.6億円を減らしておりました。そして、その当時の基金はと申せば、平成20年当時、10.6億円しかありませんでした。特に財調は3億300万円という現状でありましたが、現在は34億円を越すほどの基金を持っております。基金だけでプラス23.4億円上積みをしております。マイナスとプラス、65.6億円と23.4億円を加えると、トータルで89億円。町の1年度の当初予算等の財政の改善をしておりますので、これらと、基金も今後また10億円を目標にパーキングエリアタウンの基金を増やしていかなければならないと思います。後年度負担の縮減には配慮しながら進めていきたいと、このように思っています。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

最初壇上でも述べましたが、平成27年10月に町が示しましたまち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略では、2040年に町の人口は8,400人も減るのだと、そういう推測をされた資料がありました。当時、議員になって3か月の時点でありました。正直言えばそんなこと絶対あり得ないのではないかと、そういう認識を当時したことがあります。しかし、その後のいろいろなデータ等を見ますと、ある資料を見たとき、これは町の住民基本台帳をベースにしたある方の想定をしたデータでありました。それについては、驚きを得たといいますか、改めてやはり現実的には近い状況が将来的にあるのかなと、そういうことがあって今日この質問をさせていただくことにいたしました。

それで、よく人口ピラミッドと言いますが、人口ピラミッドは三角ですから確かにピラミッドなのですが、先ほど言ったとおり最近の遊佐町はこのようになっております。実は先日、庄内市町村の議長会の研修会に、鶴岡であった際に講師の斎藤さんという方が用いたものをここで引用しました。というのは、1960年代はまさしくピラミッドであると、今の状況はつぼ型って、膨らんでいる状況にあるというようなことで、これが2060年度には全体的に細く若干なっているろうそく型というようなことの表現を斎藤さんは述べられておりました。ああ、まさしくこのろうそく型に将来遊佐町もなるのかなと、そう認識をしたところでありました。そんな中で、私が先ほど最初に感じたところは、2045年、令和27年の状況を見ますと、やはり目を疑うようなことのデータが示されておりました。そうしますと、今の人口等を見ますとそれなりにはつぼ型ではありますが、一応2045年までの状況を見ると想像を超えるような大きな変化がこの当町にあるのだと。先ほど言った総合戦略の一番末にも、町の人口は加速的に減少するという、計画の末尾にも載っております。そんな状況でいったことで、この人口減少の状況で述べさせていただいております。

それで、自分なりに町の財政状況を見させていただいたところですが、平成25年から令和4年までの議会のデータ等を分析しますと、当町の予算歳入は町税、地方税、繰入金、これが大体6割を占めておりますし、昨年度までの中では町税と地方税で50億円を超えていると、そんな状況にあります。実はこの一般質問をする前に、仮説を立てて、人口が減っているのだから税収も減っているであろうと、そういうふうに思って自分なりに調べてみたところ、先ほど壇上でも言ったとおり、人口減少には比例していないという現状にあると理解をしたところでありました。それで、人口減少の中で、統計上からいくと15歳から64歳までの生産年齢人口、こう言われるわけで、実は22年遊佐町の統計、これも22年、27年、令和2年の3つを比べてみたところでありました。ここで、所管であります町民課長のほうにちょっと質問させていただきますが、今言った人口減少の中で、この生産年齢人口の推移を統計から確認しますと、平成22年、8,725人でありましたが、これを100とした場合、令和2年度では約72%まで減っている状況にあるようです。それから、562回で当時の後藤夕貴町民課長のほうに質問した内容の中で、人口から見た非課税世帯の割合は令和4年度で16.2%になっていると、そういう答弁をいただきました。

それで、ここであえて町民課長にお伺いしますが、1つ目として、納税義務者数、それから生産年齢人口も減少にある中、個人住民税が横ばい状態にある。先ほど町長も答弁をいただきましたが、その要因をどう分析されているのか。各所得者層もあるかと思しますので、その割合等についてもし所見をいただければなど。

それから、もう一点、あくまでも2045年の年には予想もつかないような人口が減っているという状況も

ありました。町民課長、それから私もその当時はこの立場にないと思いますが、今の状況を踏まえて町民課長のほう、この個人住民税をどう推測されるか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） 今菅原議員のほうからは2点ご質問をいただきました。まず1つ目の質問でありますけれども、納税義務者、生産年齢人口が減少する中、個人町民税が横ばい状況にあるその要因ということであります。町のほうから山形県に報告しております令和4年度の市町村税課税状況調べ、こちらのほうの数値を見ますと納税義務者を所得区分で給与、営業、農業、その他の4つに区分したときに納税義務者数に対する割合なのですけれども、給与所得者が75%、営業所得者が4%、農業所得者が3%、その他の所得者、こちらのほうは年金所得者などになりますけれども、こちらが18%でございます。約7割が給与所得者、2割が公的年金所得者等になります。また、税額のほうの合計に対する割合、こちらのほうで見ますと、給与所得者が83%、その他の所得者が7%となっております、給与所得者と年金等の所得者で約9割を占めております。こちらの客観的な数値から、納税義務者数が減少傾向にもあるにもかかわらず税額がほぼ横ばいになっているという要因としては、やはりその多くを占める給与所得者、先ほどの町長答弁にもありましたけれども、この給与所得者の定年延長や最低賃金の引上げ等、経済状況による総所得金額、こちらの増加にあるのではないかというふうに考えられます。

2つ目の質問です。2045年の人口動態で予測したときの個人町民税をどう推測されるかというご質問でありました。個人町民税というのは、人口や個人所得、こちらのほうの影響を受けるため、1971年から1974年生まれの団塊ジュニアと呼ばれる世帯も、65歳を迎える2040年を過ぎた2045年にはさらに生産年齢人口が減少することが予測されますので、当然個人町民税もその影響を受けるというふうに予測されます。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分）

休 憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員の再質問を保留しておりますので、9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、引き続きまして質問させていただきます。

先ほど町民課長から答弁いただいた内容を見ますと、何か私が想像しておるのと合致する答弁がありました。やはり定年延長という話がありました。やはり昨今は60歳ではなくて延長している事実は実質ありますし、役場でいえば再任用的に一応継続して雇用する実態が社会的に増えつつあると思います。私の同級生にも70歳になってまだ東京のほうで勤めている同級生もおりますので、社会的にそういう状況にあるのかなと。そして、先ほどもう一つ答弁あった中で、町の高齢化、これ確実に進んでいます。町の福祉計画、去年のやつですか、それ見ますと2020年で41.3%、全国平均が28.9ということでしたので、先ほど昼の期間中見ましたら10年間で高齢化率が遊佐は約10%ほどアップしていると。という、その人方も先ほ

ど答弁いただいたその他の収入で18%ぐらいあるということでしたので、やはり少子化である反面、長生きしている、長寿命社会というか、そういうことが逆に財政にも影響しているなということをやっと改めて確認をさせていただいたところであります。

時間がないので先に進ませていただきますが、一応固定資産税についていろいろ検証してみましたら、平成25年からの10年間の固定資産税、年平均額で約6億8,000万円ほどでありました。正直言えば、この償却資産にかかる固定資産税、これから一定期間見込まれると思います。あさって、ある企業の新工場の竣工式があるようで、これも令和5年新しい工場が稼働するというほか、令和6年になりますとその近所にあります鳥海バイオマス発電も稼働します。そういうことからいくと、やはり固定資産税の伸びにかなり伸び代が今後あるのではないかと、そう予測したところでございます。

そういうことで、ちょっと焦点変えまして、洋上風力に関係する部分について若干触れさせていただきます。遊佐町沖の洋上風力発電事業計画については、経済産業大臣と国交大臣が促進区域に指定するため、再エネ法の8条の3項に基づいて、この1日から約2週間の予定で縦覧に供している状況にあります。役場のほうでも縦覧しているということをお聞きしております。それで、その後の経過に基づいて、先ほど答弁も、副町長の答弁でしたか、忘れましたが、縦覧後一定の期間において法定協議会が開始され、次の促進区域ですか、それに進むものと私は理解をしております。

それで、改めて町民課長のほうにお伺いします。私が今申し上げたとおり、今後20年間の期間についてはやっぱり償却資産にかかる固定資産税がかなり増収するものと理解します。町民課長としてどう認識されているか、ちょっと第1点目お伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） 洋上風力発電施設にかかる固定資産税の増収どう理解しているかというご質問でありました。洋上風力発電設備については、償却資産の税額計算になります。価格を基にした課税標準額から算出することとなります。この価格というのは、取得価格を基礎として、耐用年数や経過年数に応じて減価、だんだん減っていく価格を考慮して評価したものであります。風力発電施設の場合は、耐用年数は17年、初年度は取得価格に1年目の減価残存率、これは0.936と耐用年数で決まっております。これを乗じたものが評価額となりまして、課税標準額でもあるこの額にさらに1.4%の税率を乗じたものが税額になります。償却資産というものは、期間の経過とともに課税標準額が下がってまいります。耐用年数17年というものは、2年目の減価残存率が0.873というふうに決まっておりますので、2年目以降もこの前年の評価額に0.873を乗じたものに1年目と同様、税率の1.4%を乗じたものが税額になります。耐用年数経過後も、評価額は償却資産の場合、最低限度である取得価格の5%となるまで計算されることとなります。税収が増えれば国からの交付税が減るのではないかというような懸念がありましたが、税額増えた分そのまま交付税がカットされるというようなことではありませんで、交付税を算定する場合の固定資産税を含む法定普通税、こちら原則として75%が基準財政収入額に算入され、残りの25%は留保分というふうになりますので、こちらの25%が実質的な町の増収分として考えられます。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 正直税金のほうかなり詳しくないものですから、後で十分理解させていただきま

す。

それで、ちょっと引き続きなのですが、先ほど申しあげました鳥海バイオマス発電については、稼働後一定期間減免措置があるというふうに理解をしております。あの付近の工場、平成29年でしたっけか、この減免とは違って、企業立地促進条例だかによってある金属工業を、会社を誘致したときはそれなりの優遇措置あったわけですが、このバイオマス発電施設についてはたしか3年くらい減免もあるって聞いておりました。単刀直入に聞きますが、洋上風力発電もそういう減免というか、それも存在するのか、ちょっとここを端的に、単純にお尋ねします。

議 長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） 風力発電についても、再生可能エネルギー発電施設というところで、わがまち特例という特例がありまして、こちらのほうは町条例の附則10条の2第9項に風力発電については20キロワット以上のものが該当するということでありますので、洋上風力発電については、事業者さんから言われているのが最低20万キロワットでペイできるというようなことですので、こちらのほうには該当することになります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 分かりました。

それでは、次の段階に移ります。町税と歳入と地方交付税の関係についてお伺いします。これも自分なりに見ますと、過去10年間見ました。そうしますと、これまで昨年と、令和3、4年度、2年とも、先ほど申し上げたかもしれませんが、町税と地方交付税で50億円を超える予算になっております。それで、自分なりに10年をグラフ化してみますと、先ほど来言っていますとおり、人口が減っているものの町税には目立った減額もない、かつ地方交付税はプラスになっているような傾向がありました。

それで、ちょっと総務課長のほうにお尋ねしたいと思いますが、今言ったとおり、10年間試算しますと地方交付税の平均額が34億5,000万円、年平均ですが、であって増える傾向にあります。これについては、562回で当時の総務課長にもお尋ねをしたところ、7割の地方交付税で返ってくるというような趣旨の答弁を受けました。あえてここでお尋ねしますが、この地方交付税の算定に町の人口も加味されるという認識でよろしいか、総務課長のほうにお尋ねします。

議 長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 地方交付税の中には普通交付税と特別交付税ということで2種類ありますけれども、普通交付税の算出につきましては町の人口というのが加味されております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） それで、引き続き質問を準備しておったのですが、先ほどの町民課長の答弁が一部ありましたので、すみませんが、あえてちょっと確認させていただきませんが、総務課長のほうに、例えば固定資産税が増えた場合に、今後町債等が約7割あるということで、過去、当時の佐藤総務課長から伺いました。固定資産税がアップすることによって地方交付税が減額になるというようなことは絶対あり得ないことなのか、ちょっとこの辺。質問の趣旨分かりますでしょうか。地方交付税が減額になるという事

例もあったように認識していたものですから、その辺についてちょっと分かる範囲内でお尋ねしたいと。

議 長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 普通交付税の算出につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた金額ということになるわけですが、固定資産税につきましては、その基準財政収入額のほうの算出において計算の基になっているということでありまして、それで、固定資産税が増えたらどうなるかということでありまして、先ほど町民課長が説明にありまして、固定資産税、地方税の75%が普通交付税の算出に使っているということになりますけれども、それを超えてまで大きく増額というふうになったとすれば、収入額が増えてきますので、需要額がもし同じであれば当然地方交付税は減ることにはなるということにはなりません。ただ、固定資産税がかなり増えたからといって、それぞれ需要額、収入額、様々な項目で計算されていますので、それらも全て加味してということになりますので、一概に必ず増えるということでもないということになります。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 分かりました。一応次にいろいろ人口減少の中でこれから予定されるいろいろな事業があるわけがございます。それに伴って恐らく財政負担も伴ってくると思いますので、その辺の視点について質問を続けさせていただきます。

先ほど壇上で町長のほうにお尋ねした中での町長答弁の中で、タウンという言葉の中について答弁ありました。ちょっとこのことについて町長のほうにお尋ねさせていただきますが、今秋田県境、令和8年度まで日浴道開通することになります。あわせて、今いろいろJRの関係が問題あるようですが、新庄酒田道路、50キロほどですが、これが今進められている状況にあります。まだその辺のめどは立っていないかもしれませんが、基本的に例えば遊佐の新・道の駅の鳥海インターから乗って新庄までつながるとすれば、途中、有料区間、間違いなければ普通車で160円お支払いしなければいけないと思います、自分なりに。そうしますと、やっぱり新庄までつながると一定の通勤圏内になるのかなと。最上地方とか。そういうことからいって、先ほど壇上で言った、町長が言っていたか忘れましたが、タウンという言葉が非常に残っていて、例えばあそこを核にして、私なりに思うと旧菅里中学校、グラウンドもあの状態であります。前も一度質問したかもしれませんが、例えばああいうところを一定の、例えば民間活力も入れながら、そういう定住化といいますか、人が来ればその分給料も入りますので税収も増えるのではないかと。そういうこともあって、このタウンという言葉に非常に反応して先ほど質問したところでございますが、先ほどは大きなぎわいを形成する核とするという答弁をいただきましたが、私の今言ったような構想が将来的にちょっとあるかどうか質問させていただきたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 人口減少の中で、やっぱり住宅政策がないままで地域の活力を維持せよ、人口を増やせよということはなかなか厳しい課題だと思っています。ちょうど今遊佐鳥海インターチェンジが丸子集落の道路の東側にできるわけですが、実は菅原議員がおっしゃった菅里中学校周辺のエリアから実は月光川の河川を越えた西側、特に松涛荘、吹浦荘の道路までは遊佐町の吹浦都市計画区域の中に含まれているということを考えますときに、やっぱり無料のインターチェンジを活用しながら、そしてそこ

に民間も含めた住宅政策をしっかりと打っていかないとこの人口減少をなかなか止められないのだろうなという思いをしていました。特に、平成9年ですか、ふらつとができたのは、遊楽里もできた。あのふらつとの周辺、確かに民間による住宅開発等で分譲はあったのですけれども、やっぱりふらつとがあつてにぎわい起きて、あそこに何百軒とやっぱり住宅が別荘地も含めて増えた実績が遊佐町では持っているわけですから、それらと無料のインターチェンジ、特に北側に関しては秋田県側、本荘を通り越して岩城まで無料のインターチェンジがある。そして、酒田みなとまでも無料のインターチェンジ。あそこまでは無料で通れる。ということは、やっぱりまちを目指していかないとこの拠点としてつくったところが活用できないのではないかという思いで、私は職員にはやっぱり住宅政策をしっかりと準備するような形で進めていかないと、地域の人口減少は厳しい状況になるのは分かっているのだから、そこらをしっかりと整えましょうと、準備もしましょうということをもう既に申ししております。非常にあの北西の季節風は、森林を持つ西浜に守ってもらえて、そして高台にあって津波も来ないであろう、そして鳥海の眺めはすこぶる良好という形から見れば、あのエリアを、今のところは遊佐町の都市計画区域の吹浦区域というのは何も指定もしてされておりません。地域指定もされておりませんが、開発行為に関しては農業振興区域ではないわけで、都市計画区域と位置づけられるところ、規制等非常にやりやすいという形もありますので、それらと当然菅中の跡地等は視野に入れてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 都市計画のことをやられまして、ちょっと次は。一応私も高校、自転車で酒田まで通ったことあるのですけれども、今の鳥海バイオマス発電の道路、あそこはすごくにぎやかでありました。最近、通りますとほぼ空き家。店舗ももう誰もいないというような状況で。恐らく高速道路が通れば、今の遊佐町内の国道7号もそれなりに何か通行量が減るのかなと。それで、やはり先ほどのタウンということにちょっと引がかかったものですから、あえて質問させていただきました。

時間も押してきましたので、ちょっと企画課長のほうに質問させていただきます。新庁舎建設事業、平成31年3月議会で財政計画資料の配布あって、その中で当時の議会としても慎重に進めるべきではないかという、新庁舎については意見がありました。そんな中で、今この多額の資金を必要とする遊佐パーキングエリアタウン、道の駅移転事業ですか、これについては一応令和4年12月策定の整備計画によりますと、新庁舎の建設事業の約6億円プラスする29億7,000万円という今概算の事業費で向かわれることになりました。

そこで、企画課長のほうにお尋ねしたいのですが、562回の答弁で、国との一体整備を想定しておって県からの事業費は見込んでないと、ほかにいろいろ県の補助事業は模索をするというような趣旨の答弁ありました。ちょっと二、三点だけ確認させていただきますけれども、遊佐パーキングエリアタウンの整備計画、新・道の駅の整備計画、さっき見ましたら令和5年の8月に一部修正したということで末尾に書いておりました。例えばどのような内容のことを修正されて公開されているのかということが1点目です。

それから、2点目として、今物価高騰継続しておりまして、概算事業費29億7,000万円ということになっております。当然私は30億円は軽く超えるものであろうと、そう思って認識しております。先ほど言った修正のことも踏まえて、この見直しの検討をいずれするのかかなと思っておりますが、そのことについてお尋

ねします。

この2点まずお尋ねします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

まず初めに、ホームページで公開しております整備計画書の修正部分はどこかというご質問でございました。ただいま質問いただきました遊佐パーキングエリアタウン、新・道の駅整備計画でございますけれども、今お話ありましたとおり、昨年の12月に策定しておりますけれども、策定後も引き続き各事業者の皆様とヒアリングを継続して行ってまいったところでございます。その上で、整備計画上の事業手法では、事業者の参入が見込みづらい箇所があるということが分かってまいりましたものですから、内容の見直しを行ったものでございます。具体的に申し上げますと、当初の整備計画では施設の実施設計と施工、こちらを一括で発注することとしたいということで計画のほうには載せておりましたけれども、その後のヒアリング等を踏まえまして、この実施設計と施工を分離して発注する手法を取りたいということで修正を加えさせていただいたものでございます。

もう一つの質問でございました。事業費の見直しの検討の部分でございます。こちらにつきましては、現在、事業者の公募を行っております。建築基本設計委託業務、こちらは公募型のプロポーザル方式で行っておりますけれども、こちらの設計業務の中で明らかにしていきたいなというふうに考えてございます。現時点での業務の委託期間としましては、令和6年8月31日までを想定しているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 次の質問をちょっとしようと思ったのですが、令和6年の8月31日ということがありました。その頃になれば議会のほうにも一定の事業費の割合といいますか、基本的には国の補助、それから打ち立てる場合の手持ち資金といいますか、自己資金、それから借入金、町債ですが、できればそういう構成が早く議会のほうでも受けたいものだと個人的には思っておりますが、今答弁からいくと令和6年8月頃になればなるのかなということで理解をしました。

次に、教育課長のほうにお尋ねしたいと思いますが、小山崎遺跡に関連する内容でございます。これについては令和2年の3月に国史跡に指定されまして、当時すばらしく話題になったところですが、あれから3年が経過した状況にあります。一応令和3年までの2か年で小山崎遺跡の保存活用計画を策定して、先ほど教育長の報告にもありましたとおり、令和5年度に整備基本計画を策定する予定であると、そのような先ほど教育行政報告がありました。

それで、一応ちょっとお尋ねしたいのですが、この小山崎遺跡保存活用計画では令和4年度から13年度までの間の期間、短期、中期に分けて計画して、14年度は長期ということであります。中期計画までの期間は10年ほど予定しているようですが、今後の10年間の間の中で例えば予算を投じるような事業計画、今計画されているのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 議員がお尋ねの保存活用計画において、短期計画及び中期計画を定めた令和13年度までの期間に係る予算化が見込まれている事業計画でございますけれども、既に事業化し

ているものとしては、小山崎遺跡の低湿地部分の適切な保存を図るため、周辺地下水位のモニタリングを令和3年度から継続的に実施しております。また、今後、史跡整備に当たり、令和7年度には史跡範囲に係る民有地の公有化を計画しております。このほか、遺跡の具体的な整備内容、整備方法の基本的な計画は整備基本計画の中で今年度中に定めていくこととしております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 一応地下水のモニタリング、私も当時担当したあの田んぼの買収したところのことだと思います。あともう一つ、民有地ということであれば、丸池様のほうに向かう山林のほう、あそこ部分かなと勝手に思っております。それで、小山崎遺跡からの出土品は今旧西遊佐小学校に保存されているわけですが、自分としてはこの小山崎遺跡にガイダンス施設、近いところに持ってくるべきかなと、そう思っております。いずれあの辺に建物建てられるのかなと思っておりますが、自分としては国立公園、網かぶっているのは当然認識しておりますし、実は先ほど言った整備基本計画の策定委員を務めておりますある知っている方に聞きましたら、恐らくあそこに建物は絶対建てられることはないであろうと。というのは、予算面のこともしかり、いろいろな状況からいくとやはりないということで、確定的な説明というか、助言を受けました。ただ、遊佐町にはやっぱり歴史資料館的なもの必要だと私は思っております。そんな中で、空き校舎利活用基本計画で小山崎遺跡のガイダンス施設として旧吹浦小学校ということで明記されております。この吹浦小学校を確実に使うという判断はいつ頃に予定されるのかちょっと、明確な答弁でなくておおむねでも結構ですので、答弁いただければと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 旧吹浦小学校を活用して小山崎遺跡のガイダンス施設を整備する方針でありますけれども、旧吹浦小学校のガイダンス施設の整備に当たりましては来年度以降にその内容について検討を進めていくこととなりますので、具体的な整備計画はそれらの検討内容を踏まえて具体化していくことを想定しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 来年度以降ということでありました。

時間も押してきましたので、最後に地域生活課長のほうにお尋ねしますが、例えば今小山崎遺跡をつなぐガイダンス施設として吹浦小学校が利活用計画に載っておるということを前提にいった場合に、やはり大型バス今でもかなり来ますので、そういうことから考慮した場合、その動線、小山崎から吹浦小学校に向かう動線のことを考えた場合、この間ちょっと見に行ったところ、吹浦に向かっては中谷地橋、これは3メートルほどの幅員しかありません。あと、高瀬方面見ると箕輪橋、4.1メートル。これはちょっと強度的なものが不足で。過去ちょっと担当したことがあったものですから。そういう状況の中で、行けないということでしますと、やはり動線としては小山崎、丸池から新・道の駅を通過して、それから7号を経由して吹浦に行く動線が、考えるのがこれ誰しも当然だと思います。そんな中で、県道菅里一直世一下野沢線の整備期成同盟会、町長が会長ですが、これも庄内総合支庁長と県土整備部長のほうに要請活動を打っております。私も過去の状況分かるということで同席求められて行っておりますが、そんな中でこの未着工

区間の事業化というのはこの小山崎、吹浦小学校を結ぶことで非常に重要な路線かなど。この要望活動における県の対応の状況、概略で結構ですので、どういう状況にあるか質問させていただきます。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

県道菅里一直世一下野沢線、非常に地域の安全並びに道の駅を含めた観光路線と、あと今議論された小山崎を含めたところということで、非常に重要な路線になるかと思っていますところであります。それで、今年度のこれまでの要望活動ということでございました。今年度も期成同盟会会長であります時田町長を筆頭に、役員の方々、菅原町議からもご足労いただきながら、7月25日、庄内支庁の建設部長、8月9日、県庁の県土整備部長のほうへ要望に伺ったところであります。さらに、8月9日につきましては、吉村県知事が夕方、この議場において遊佐町に来庁されての若者と地域創生ミーティングというのがございましたので、その後に知事のほうにも挨拶という形を取らせていただいて、お願いをしたところであります。そういう要望活動の中、重要なのは、前もお話をしておりましたが、今年度、山形県道路中期計画2028が見直しになるという非常に重要な年度でありますけれども、要望に対しての県の対応としては手応えあるというふうに私は認識しているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） またいつものように時間が少なくなってきましたので、ちょっとまとめたいと思います。

一応そういうことであれば周辺、箕輪集落の生活道路でもありますので、その辺のことを踏まえて、最後に書いていますとおり、地元の調整というのは非常に大切であろうと思います。ですから、そういう状況であれば、町としてそれに向けた準備、していただきたいと思います。

最後に、時間もなくて申し訳ない。先ほど町長が答弁の中で、壇上の中で最後いろいろな経済の当時の改善したことを触れられました。当然その辺は監査委員の評価、意見、これも確認しておりますので、決して悪い状況にはないということは自分なりに理解しております。ただ、最終的には、先ほどあったとおり、年金受給者も納税しているということからいくと、確かにいいと思います。最後はやはり少子化がここ何十年後に大きなダメージとして来ると思いますので、その辺、先ほど言った定住政策含めてやっぱり人口対策事業というのは最も大切な事業かなということで、ちょうど終わります。

これで私の質問を終わります。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の一般質問は終わります。

8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） 8番、松永裕美でございます。私からも壇上からの一般質問をさせていただきます。

近年、異常気象が全国各地で多発し、日本国内ではゲリラ豪雨の被害が深刻化しております。その被害の一つとして予想できるのが、自然災害によって町を流れる2級河川である月光川が氾濫するという事象でございます。特に盛夏期には急激な雨が短時間で大雨に降り、川の流れが増大し、周辺地域を洪水が襲います。このような突発的な自然災害による被害により、多くの住民の平穏な暮らしや財産が脅かされて

まいります。この問題を解決するためには、町を流れる2級河川月光川のしゅんせつが必要不可欠です。川底の土砂のしゅんせつを行うことによって、川の流れがスムーズになり、大雨が降った際にも川がいっぱいになり過ぎることを防ぎ、周辺地域住民の洪水被害を軽減することができます。川床の深さが深く、支障木が生えていない昔の状態の美しい月光川であれば、洪水が起こることを防止することができます。今回、この切実な問題を解決するために、町として県に月光川のしゅんせつを実施することを求めます。また、私と遊佐を災害から守ろうチームが調べましたところによりますと、今発言させていただきます提言をさせていただこうと思います。よろしくご検討のほどお願いいたします。

令和5年度、そして6年度まで、総務省が提供している地方債、緊急浚渫事業の予算を活用し、川底のしゅんせつを異常気象発生対象として事前に行うことによって、周辺住民の生活や財産を守ることができます。月光川のしゅんせつは今すぐ行うべきことであり、この切実な問題を解決するためには県や国に訴えていく方策を今まで以上に進めていく必要があります。洪水になってからでは遅く、被災地に我が町がテレビのニュースで名前を連ねないように防災対策をしっかりと行い、町民の命や生活、そして財産を守る責務が私たちにはあると考えます。また、この際に氾濫を助長する要因の一つが、さきの議会でも9番議員が取り上げていらっしゃいましたが、古い橋の朝日橋であることが指摘されております。過去には、ほかの市町村においてもゲリラ豪雨の際には濁流が集中し、倒木が橋に引っかかり、その悪影響で川の氾濫が助長され、地域住民の家屋が水浸しになってしまった例もございます。現在の状況では、朝日橋が建設された当時には想定されていなかった異常気象に対応するため、古い橋の撤去が急務になっております。なぜ新しい橋を建設する際にその工事計画に古い橋の撤去計画を盛り込まなかったのかという点についても問題提起する必要があります。今後起こり得る異常気象による同様の被害を未然に防ぐためにも、過去の失念した点を反省し、当時の判断基準では成り立たない現代の異常気象を鑑みて、古い朝日橋の撤去を含めた月光川の再整備計画の策定を今よりもさらに具体的に県に作成していただくよう町にもお願いしたいと考えております。一度お願いしただけではなかなか予算がつかないと思いますので、何度でも、幾度でも諦めずに、我が町の町民の安全と安心を守り財産を守るべく、地域住民が安心して暮らせるように町の議員の責務として切にお願いさせていただき、その結果として行政が率先して対策を講じることが喫緊の課題解決につながるということで述べさせていただきます。

最後に、緊急時にはおひとり暮らしの高齢者の方々や、足の不自由な方や障がいのある方が最短距離で避難所に避難できるように、行政で決めた区域の境、ボーダーに住む方のお住まいに最短で最も近い場所の他地域への避難所にも寛容な受入れ態勢を事前に構築していただき、避難場所を町民皆様が選べることもできるような町民目線の、町民主体の避難方法の検討もこれからはお願いしたく私の壇上からの質問とさせていただきます。地区の境、ボーダーに居住の方が違う地区であっても、例えば大雨の降る中でどうしても歩いて避難する際には、近い他地区の避難所に逃げてもそれはそれでよしですよという行政側の温かい寛容なご理解とお示しが今後は必要不可欠と考えますので、ご所見をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、8番、松永裕美議員に答弁をさせていただきます。

質問の趣旨は、河川等のしゅんせつ等と避難所とのことが提言いただいたと思っています。町内の2級

河川には、月光川水系の月光川、洗沢川、牛渡川など11河川、総延長が49.54キロございます。及び日向川水系の西通川1河川、延長7,800メートルがあり、河川管理者はいずれも山形県となっております。河川管理者への要望につきましては、令和3年6月に庄内総合支庁河川砂防課長より、河川流下能力向上・持続化対策計画策定のための基礎資料として実施要望箇所の照会がありまして、当時、月光川水害予防組合議員の皆様のご意見をいただいた上で、町としては26か所、優先順位を付して既に提出をしております。現在、月光川の整備につきましては、県事業により岡田尻引地内の町浄化センター付近から六日町地内の遊佐小学校前までの区域でのしゅんせつ、河道掘削、河積の確保、堤防等の整備事業が進められております。今後も事業の着実な進捗を図るとともに、しゅんせつの要望については引き続きしっかりと行ってまいりたいと考えております。

なお、六日町の深山神社の河川の流入するエリアについては、県としてはどうしても樋門を造りたいという申し入れがありましたので、県が行う事業について、それら等については了解をいたしましたという回答をさせていただいております。

次に、町の中を流れる八ツ面川についての質問だと思いますが、八ツ面川については現在は関係10集落により構成される八ツ面川朝日堰流域水路管理組合のご尽力により維持管理が行われ、地域住民の憩いの場、子供たちの自然体験学習や世代間交流の場として活用されているところですが、これまでは水路としての維持と生態系の保全の観点から、重機を使った作業を極力控えてきました。管理組合の皆さんの手作業により整備作業が行われてきましたが、今後は計画的な土砂のしゅんせつ作業や繁殖したマコモの除去、老朽施設の整備や撤去が必要であると考えております。議員おっしゃるとおり、国の事業の活用も視野に、計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。旧朝日橋につきましては、橋梁管理者の山形県にとりましては、県に状況を確認したところ、現在は県道の区域外となっている橋梁で、橋が残された理由は不明で、現在のところ撤去する計画はなく、今後の方針については遊佐町と協議していきたいと考えているとの回答がありました。町としては、以前から撤去を要望しております。今後は継続して要望していきたいと考えているところであります。

さて、2問目であります。災害時の避難所のある避難所等の指定、そして活用であります。町では災害対策基本法及び遊佐町地域防災計画に基づき、指定避難所に19施設、福祉避難所6か所、指定緊急避難場所17か所、津波発生時の緊急避難所13か所を指定しております。避難対策地域での指定は、集落ごとの行政区や旧小学校単位での対象区域の指定は行っておりますが、災害時は対象区域の枠にとらわれることなく、安全な避難場所や避難施設へ安全に避難することが何よりも大切なことだと考えております。行政区分等の対象地区は、隣接する集落や対象地区を指定避難所ごとに割り振る上で必要な事項であります。災害時には行政区や地区を超えて、より安全な避難施設へ避難し、安全を確保するということが重要であると考えておりますので、集落区長をはじめとする自主防災会役員へも出前講座などの機会に周知をしていきたいと考えております。また、津波からの避難を行うためではなく、避難場所までの距離があるときは、また避難行動が時間がかかる方、特に体が不自由な方等いらっしゃる際には、車を使用しての避難も大変有効な手段の一つであると考えております。避難訓練や出前講座等を通して災害時も柔軟な対応できますよう周知を努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 8 番、松永裕美議員。

8 番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、席からご質問させていただきます。最近一番大きかった雨の被害が、これ不思議なことに高瀬地区、吹浦地区ではその状況がなかったという状況だったのですが、駅前一区、二区、六日町、十日町、岡田尻引、七日町、八日町周辺の8月7日の大雨の状況でございますが、地域生活課長はその際の現状のほうを御覧になってどのようにお感じになったかお聞かせください。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） 8月7日夕方、非常に強い、いろんな方からいうとこれまで経験したことがないというような降り方だったという状況でございます。7月の中旬にも実は町内大雨がありました。その際全然何でもなかった八ツ面川でありましたが、今回八ツ面川、グリーンストアさんの裏の辺りですけれども、そこから、もうその辺は道路面まで水が上がったということで、非常に想定外だったかなというふうに個人的に思っていたところでした。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8 番、松永裕美議員。

8 番（松永裕美君） おっしゃるとおり、私も同じような感覚を持っておりまして、近隣に住んでいる、特に高齢者の方たちは嫁に来て6年初めてだと、もう5分続いたら自分はどこに逃げればいいのかだろうと、貴重品をチェックしたり、そのような状況だったということをお聞きしました。おっしゃるとおり、今までに起こらなかったレベルのものがこれから大雨、台風、そして想定外のことが安心、安全で豊かな自然の恵みで鳥海山に守られているという信仰の下で我が町にも襲ってくるかもしれないということを考えさせられた事例でございます。そのときに某銀行さんの前に設置されている赤い納涼床がちょっと壊れたのですが、そちらの修繕のほうはいかになさるか、今お考えをお聞かせください。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

議員のほうからお話もいただきまして、確認をさせていただいております。一部破損を認めたところではありますが、八ツ面川流域につきましては保全池も含めていろいろと補修が必要なところあるかというふうに認識をしているところであります。今後、優先順位、危険度を見ながら計画的に修繕等は行っていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 8 番、松永裕美議員。

8 番（松永裕美君） 優先順位をつけて計画的に修繕してくださるというご答弁、ありがたいと思います。予算的にも我が町の中でやはり厳しいところがございますので、今回、私の質問の中に一番肝となるところは、皆様タブレットの中に、少々お時間かかりますけれども、「総務省 緊急浚渫推進事業」と打ち込んでいただければありがとうございます。こちらのほうを皆様で見ただいたときに、まず目に飛び込む写真の、事業のしゅんせつ前としゅんせつ後の様子でございます。こちらは、国が昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、令和2年度に事業のスキームを設けたものでございます。こちらの写真が一目瞭然でございます。

て、まるで月光川の今の状況がしゅんせつ前、しゅんせつ後このようになります。やはり予算がなければ福祉も防災も教育も行うことはできません。もし、今回私の提案といたしましては、月光川は先ほど町長のご答弁にありましたように管理者が県でございまして、今回、八ツ面川についてはこちらのスキーム対応できますでしょうか。そこら辺ご答弁お願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

ただいまお話ありました緊急浚渫推進事業債ということで、地方債の一つのメニューでございましてけれども、この事業につきましては現在、山形県、県が行っております河川しゅんせつ、遊佐町内では昨年度は洗沢川、高瀬川、熊野川というところで何か所かしゅんせつを行っていただいたものでありますが、そういう事業の中でこの緊急浚渫推進事業債も活用しながら県のほうも進めているというふうに伺っております。また、この事業については必ずしも県だけではなく、市町村、町も活用できるというふうに伺っておりましたので、今後、八ツ面川になるかと思っておりますけれども、今回の8月の大雨で路面が上がったというのも、皆さん見ていただければと思うのですが、県道の前、荘内銀行さんのところからいわゆる下流のほうにつきましてはやはりかなり草木が生い茂っている状況、水路、河積がすごく少なくなっている状況でございまして、そういうところに活用できる事業かとは思われます。しかしながら、八ツ面川については、町長の答弁でもお話ありましており、生態系の関係もございまして、これから管理組合の皆さんとも相談しながら、もししゅんせつに向かえるとすれば、この事業も活用の選択肢の一つとしては考えてみたいと思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8 番（松永裕美君） 明確な答弁ありがとうございました。私も実は9年前から月光川のしゅんせつについては河川砂防課様のほうに伺ったり、お願いを随時、時があれば必ずやお願いしていましたが、やはりそのお言葉の中には、遊佐町さん、今安全な感じですよと。言われれば確かに、ほか35市町村今すぐ直さなくてはいけない河川たくさんございまして、どうしても優先順位が我が町の場合は決して上位のほうではございません。でも、それは安全だからということで、しょうがないねではなくて、やはりワンチームとなって何とか月光川もよろしく願いますと丁寧をお願いするしかないなと思っていたときに、たまたま私はずっと国土交通省のスキームのほうを調べていましたら、もしかして防災というカテゴリーで川を救うことはできないのかなと発想の転換をいたしましたらば、防災は総務省管轄でございまして。総務省のスキームに令和2年からこの事業があったということ、誠に遅くなってしまったのですが、私の不徳と致すところでございまして、令和6年が最終章でございまして。ぜひこちらは我が町で適用できないかなという思いで、先月、総務省のほうに伺いまして質問をさせていただきましたらば、実は市町村さんのほうでそういうお声を待っていましたと、そういうお答えをいただきました。なぜならば、やはり主権者、管理者というのはこちらの八ツ面川は遊佐町でございまして、遊佐町さんが計画を立て、遊佐町さんが3割、財政、予算を組めるのであれば国は防災に力を入れたいのだということをお示ししてくださいました。

ここで質問です。総務課長、財政のほうでこちらのほうを地域生活課様のほうで取り組もうとしたとき

に、3割負担ということなのですが、ちょっと難しい話でしょうか。ちょっとそこが私は気になっておりました。少しお答えしていただければと思います。

議長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） お答えいたします。

普通交付税で7割が措置されるという事業でありますので、財政的にはまず取り組みやすい事業ではあるのかなとは考えられるところであります。担当課のほうでまずこの事業を実施するかどうか十分検討していただいて、その上でこちらとしても財政状況等を考慮しながら協議してまいりたいと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。私もできればこちらを使って、今までなかった洪水に対しての対応ができればと思っておりますが、ただ一つやはり問題がございまして、先ほど答弁にもございました生態系についてでございます。やはり生態系、そして自然に手を入れるということはとても厳しいリスクがございまして。例えば八ツ面川のこちらの作られた沿革小史というものを地域生活課様のほうからご提言いただいて読ませていただいたのですけれども、やはり先人の方たちが月光川左岸、遊佐地区の中心を東西に流れる主要水路八ツ面川と朝日堰を、昔から水田を潤してきてありがたかったと、そして昭和55年に近代的なかんがい排水、圃場整備を実施し、その水田を残して、やはり農家の方々と土地改良区皆様の甚大な力によって整備されてきたと。その川がやはり形を変え、姿を変え、そして今まさかこのように大雨による違う形の川になってしまっているという事実を直視した際に、町民の皆様が本当にそこは整備していいのでしょうかと、重機入っていいのでしょうかと。そこは丁寧に区長さんはじめ、その管理組合の皆様はじめ、私たちが決めることが果たして町民の方たちにとってベストなのかというところを、時間はないのですが、丁寧にやっていかなければならないのかなと思っております。令和6年に1,100億円のこの国の予算にもし間に合わなくても、間に合わせるために拙速にやってしまう事業では本末転倒だと私は思っておりますので、そのところ大事なところですので、地域生活課長はどのようにお考えか、ご所見をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

実は、8月7日の大雨の際でしたけれども、八ツ面川がそこまで水位が上がるということを地域生活課、我々サイドとしては想定をしておりませんでした。月光川の河川水位については、県の河川情報システムというものをインターネットで見れば随時情報が得られます。8月7日については、かなりの大雨だったにもかかわらず月光川の水位は全然上がっていなかったという現状がございました。そういうところで、八ツ面川があれば、先ほど私お話ししましたが、7月の豪雨、大雨のとき2日間、遊佐町内では全体的にあったのですけれども、その際は水位は上がっていましたが、路面まで上がってくるような状況で全然ありませんでしたので、今回、短時間にあれだけ降ったというような状況今まで遊佐町になかったわけですから、そういうときは八ツ面川が上がるのだなというところで改めて認識をさせられたところがありますし、対応としては本来であればしゅんせつをしていくべきところかなというふうに思っているところであります。事実、区長さんお一人、お二人からはしゅんせつの要望、遊佐病院さん前から漆曾根に向

かっていくようなところもかなり大分水路狭まっていますので、しゅんせつの要望が出ているのも事実ですし、先ほど申しましたとおり、生態系の保全というのも非常に大事な観点だとは思われますけれども、そこも含めて管理組合、近隣の区長の皆さん方とも協議をしながら検討していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございます。本当にこの50年で気象も世界も、そしてカルチャーも全て変わってきたと私は思っております。ならば、ではどのように対応していくかというのは、やはり私たち町の議員が執行部の皆様と共に、悩みを解決するために課題をあぶり出して、そこを解決するための何かヒントがあれば私も全力でお支えしたいと思っておりますが、私が提言したことによってもし職員の方たちの業務が過多になったり、もしかしたら違うリスクが発生するということがありましたら、どうか忌憚なく教えていただきたいと思っております。一生懸命そこに集中するがあまり、見えなくなってしまうことがなくはありません。今回のしゅんせつ事業は、本当にしゅんせつは大事、しかし重機を入れるということは手作業と違い、今まですんでいた魚たち、またはその場所で教育的な事業もしております。そのインストラクターの方やそこを大事にしてきた方たちの目線から見れば勝手なことをしているという感覚にもなりますので、汗を流して恨まれるというのが一番私は悲しいことだなと思っておりますので、そのところはぜひ丁寧に、そして私ももちろんその近くに住んでおりますので、町民の皆様の声を拾いながら、またどうしてこういうことになっているのかという質問には丁寧に答えられるような気持ちでやっていきたいと思っております。

もう一つ、朝日橋の撤去の件なのですが、こちらは皆様も報道などでご存じのとおり、昔の橋に大洪水のときに瓦礫など土木が引っかかり、そこから氾濫するという例があるということで危惧されております。一つの考え方としては、古い橋はとても郷愁を誘い、石の橋などは見ているだけで昭和の感覚を呼び戻してくれるすばらしい思い出なのですが、時として凶器に変わります。この前、文教産建常任委員会では、視察で、やはり今撤去を考えていらっしゃる橋のほうに、栄橋のほうを見に行きました。やはり造るときには町民の皆様にご懇願され、そしてできたときには手をたたいて喜ばれた橋が、最後の最後になりますと要らないのだと、壊してくれと、そういう橋になっていきます。私は、今回このことについて33文字でコメントを書かなければいけなかったのですが、そこに33文字で思いを込めてみました。やはり建設するだけでなく、最終的な撤去まで想定することの重要性を考えさせられたというコメントにしました。建設するだけでなく、最終的な撤去まで想定することの重要性を考えさせられたというコメントでございます。私たちの仕事は、やはり建設する、建てる、未来に向かう新しい事業をするというのがほとんどで、その前向きな事業はとてもエネルギーが出てくるのですが、逆にやはり撤去とかなくすとか、整理するとかいうのは大変な力が要ります。今回の朝日橋も、先ほど町長のご答弁のとおり、どうしてそれを撤去する計画がなかったのか。ちょっと県のほうでも今不明だと。昔のことになりますので。そこら辺はこれから私たちが何かを造るときには撤去のことも、例えば洋上風力もそうですが、そこもきっちりと押さえていかなければならないことだなと実感しております。

最後の質問に移ります。今回、防災の点で、私は遊佐町の遊佐町地域防災計画のほうをコピーを取らせ

てもらって拝見しておりましたら、避難所などの指定のところに「町は、避難所を指定するに当たり、次の事項に留意する」と明記してありました。「津波浸水域などの危険区域以外において、地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者などでも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること」。今回、最後の質問ですが、エリアで、集落で避難場所を決めると、そのボーダーに住む方が、隣の地区のほうが逃げやすいのだという方が多うございました。ただし、ほかの地区に逃げるとちょっとよそ者感覚があるので逃げづらいなという話もあったので、微細なことなのですが、そういう行政のここは、この人はこの地区に逃げるということの中に少し優しい感覚で、そういう人がたまにこっちに逃げてくる、避難するかもしれませんが、そこは大丈夫なのですというお示しをこれからしていただければなおよろしいのかなと思いましたが、今回は最後の質問でそちらのほうを提言させていただきました。これに対して、ではご答弁を総務課長のほうにお願いしたいと思います。

これで私の質問終わらせていただきます。

議長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） お答えいたします。

避難訓練のときなど集落の中で避難場所を指定したりとかしては、自分がどこに避難するかということを決めている状況ではありますけれども、それによって何かあったときに、確かにあそこに行けばいいというような、はっきり分かって避難するときには避難しやすいという面は確かにあるかと思えます。ただ、実際に洪水など命に関わるような危険な状態になって避難をする時間がかなり少ないというようなときにはそこまで行く時間がないというのは常にあることでありまして、当然近くの避難場所に逃げるというのが大前提になってくるかと思えます。特に洪水なんかは極端に言えば家の2階に避難するというようなこともあり得るわけでありまして、そのような場合につきましては決められた避難場所ではなくて、まずは一番近くの安全な場所に避難するよということとさせていたいただきたいと思っております。それにつきましても出前講座とか研修会とか、そういった機会を捉えましてさらに皆さんに理解していただくように周知していきたいと思えます。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて8番、松永裕美議員の一般質問は終わります。

5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） 5番、那須正幸です。私のほうからも通告に基づきまして一般質問させていただきます。

コロナも5類になって初めての夏休みが終わりました。猛暑日の連続で熱中症警報が毎日続き、不要不急の外出を控えたり、運動制限のかかった、世界中が沸騰したとても暑い夏でした。また、コロナの猛威も、5類になったからといっても町内ではまだまだ予想不足の状況にあり、その対策についても予断を許さないところであります。一日も早い終息を願うばかりであります。

さて、夏休みが終わり、学校には子供たちの元気な声が響き渡っております。その中で、通学の際のスクールバスの安全対策について伺います。令和5年4月から町内5小学校が統合し半年がたちました。統合してから登校班で歩いての通学と遊佐中学校のスクールバスを利用してのバスでの通学があります。旧遊佐小学校学区の一部の地区を含め、今までのスクールバスの台数を増やし、また路線を増便しての対応

と、関係各位には新たな日常に期待と不安を抱えてのスタートとなりました。現在の町内のバス停を見ても、その数は117か所あります。一般の方もスクールバスの利用は可能ですが、大半は中学生、また小学生の利用かと思われます。その中で、小学生と中学生が共に利用しているバス停は102か所あり、ほかに小学生のみ利用のバス停は2か所、また中学生のみ利用のバス停は12か所となっております。117か所の中で、バス停の待合所がある場所は49か所です。実際にその場所を見てみて確認をしてみますと、過去に民間の事業所がバスを運行していたときのバス待合所がそのまま残っていて、使用可能な状況に整備は整っておりました。しかしながら、そのほかの68か所につきましては、看板のみで建屋はなく、雨ざらしの状況にありました。昨今の気象状況を見ても、今も続く異常気象での高温、突然の線状降水帯の発生による大雨、またこれから冬になると庄内特有の冬期間の地吹雪の発生など、特に注意が必要だと思われます。下校時の小学校敷地内のバス乗車の際も、建屋はなく外で待っていなければなりませんし、積雪時、バス停までの歩道の除雪が間に合わない場所やバスを待っている間に体調不良など起こらないとも限りません。突然の雨でずぶぬれになる場合もあるのではないのでしょうか。毎日通う生徒や児童たちの健康や安全を守るためにも、バス待合所の設置は必要と考えます。また、これまでの期間、スクールバスでの利用の中で、バス停の場所は利用しやすい場所に設置されているのか。これから冬期間の利用も含め、除雪や吹雪の中での昇降など、安全対策の再検討は必要と考えますが、町の考えを伺い壇上からの質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から5番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

新小学校開校に当たってのスクールバスの運行につきましては、長い間、新校開校準備委員会ですか、多くの皆様からご尽力いただきました。スクールバスのみならず各般について本当に検討いただいたこと、感謝を申し上げたいと思っています。そして、私実は八ツ面川の総会で言ったのですけれども、校歌がさかなクンというだけが大変マスコミは取り上げるのですけれども、実はあまりそれやられてしまうとこれまでの準備の皆さんの苦労が大変申し訳ないということを発言したときに、その八ツ面川朝日堰の管理組合のある方、2人ぐらいですか、拍手をいただきました。やっぱり長い間頑張ってくれた人をしっかり評価するべきではないかという思いがありましたので、やっぱり今まで議論してきたこと、それで実践に移してまだ半年しかなくていいことについては、それら等についてはこれからの課題として一つ一つ取り上げる必要、確認はあるのでしょうか、かつてPTA会長をなさった方が危険だ、危険だと逆におっしゃられるということは、町民に対して逆に不安を扇動するような形になってしまうので、私は逆にしっかり見守って、校長先生を中心に今スタートしているわけですから、温かく見守る姿勢というのでも示していただきたいなと思っております。各小学校のPTAの皆さんからのご意見を伺いながら、また安全でスムーズな運行に向けてスクールバスの乗車練習で実際に運行しながら分かったこと、保護者との情報共有等をやりながら、そして周辺地域の皆さんからの意見を受けてスクールバス運転手との現場確認を重ねてきておりますので、また新校開校準備委員会では小中学生の混乗やバスルートの変更など、様々な状況をシミュレーションして、最も安全で合理的な方法について協議をしていただいたところであります。その結果として、新校開校準備会において新路線の運行開始に当たって平津、鹿野沢、上小松、東山、ドライブインよしの前の5つのバス停を新設したところであります。バス停の設置場所については、1つ目とし

て道路幅、交差点の位置などを見てバスが通行、停車可能な道路であるのか、2つ目として、車から退避できる場所の有無など、待機する児童生徒の安全確保できるのかということ、3つ目として、交通量、道路の見通しなど、運行するバスと児童の安全性を考慮して設置場所を選定しております。また、既設のバス停については、これまでも中学校のスクールバス停として利用してきたこともあり、バス停の変更は混乱を招きかねないことから、設置場所は移動せず、新路線でもそのまま利用することとなったと伺っております。新小学校の開校後6か月目に入っておりますが、この間、運行時間の遅れ等の諸課題はありますが、区長、見守り隊、保護者の皆さんからも自宅からバス停までの見守り等ご協力をいただきながら、事故なく安全に運行されてきたこと、大変感謝を申し述べるものであります。

ご質問いただきましたバス停の設置場所についてであります。町政座談会の際や個別に集落から要望等を頂戴しております。これまで教育委員会としては、6月から8月にかけて全路線117か所のバス停の設置状況を確認させていただきました。設置状況につきましては、待合所未設置のバス停については住宅や私有地の前にバス停があったり、道路幅の狭い場所だったり、待合室を設置するための敷地として困難な場所がほとんどでありました。今後、その設置状況の調査結果を基に、保護者の方も含め、区長を中心とした各地区の皆さんと意見交換の場を設けさせていただき、待合所の設置については設置可能な場所であるか、今後も児童生徒の利用が見込めるかといったことも総合的に判断しながら対応して、検討してまいりたいと考えております。これまでも申し上げてきましたが、子供たちが安全に登下校することができ、また保護者の不安を解消し、毎朝安心して学校に送り出すことができる環境を確保していくために、地域や関係機関が丸となってさらなる協議を重ね、子供たちの安全、安心を最優先とする環境の整備に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） ただいま町長から答弁をいただきまして、ありがとうございます。また、開校準備委員会の皆様、またPTA部会の皆様、全ての皆様のご尽力をいただき、バスの運行に関しましてご協議いただいたことは、私も大変感謝を申し上げる次第であります。その中で、やはりやってみて分かることもあるのかなと思いましたので、今回質問させていただいたところでもあります。また、私も子供たちの親も経験させていただきまして、今みたいにバス通学はなかったのですけれども、私の西浜地区は冬期間になるとやはり中学校の小野曾線のスクールバスを利用させていただきまして、朝早くに小野曾に迎えに行くときにそのバスを利用させていただいて、ふらっとから吹浦駅まで乗車をさせていただいたという経験がありまして、その際にいろいろ子供たちにもついていきながら、いろいろな除雪などの経験もさせていただきましたので、そういったことも踏まえまして今回一般質問の中で質問させていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

初めにですけれども、先ほど町長からも答弁がありました。9路線から13路線へと増便となりました。その中で、スクールバスの運営人数と時間配分を私もスクールバスの時刻表を見ますと結構、先ほど町長からも遅れることは少しあるのかもしれないというお話でしたが、十里塚線ですと上りで1分間隔で行っているような感じもありますし、その中で広野線だと大体2分間隔でバス停からバス停という感じもありました。これは3月から10月までの夏期のバスの時刻表でありますけれども、これまでに遅れるとい

った時間的な大きな遅れはどのくらいあったのかと、またスクールバスの運営人数をお聞きできればありがたいなと思いますので、その辺のところまず最初をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

スクールバスの時間配分につきましては、実際にバス運転手が運転して、安全に配慮した、無理のない運行時間ということで配慮しながら、バス停ごとに出発時刻を設定しております。そのため、運行上バス停に早めに着いたとしてもバス停ごとの時刻より早く出発しないようにしておりますし、これは新校開校準備委員会でも検討されてきたことであり、安全、安心を心がけて決められたものと理解しております。児童生徒の皆様におかれましては、バス停ごとの時刻に間に合うように来ていただければ乗り遅れることはございませんし、安全に配慮されたバスの運行時間にご協力いただければと思います。

あと、今まで遅れた時刻というのは、それぞれ交通状況とか、あと天候にもよるのだと思いますけれども、たとえバス遅れたとしても、それぞれのバス停ごとの時刻に間に合うように来ていただければ、そのバス時刻に来ていただければそのバス時刻よりも早くバスが出発することはございませんので、まずその辺注意して乗車していただければと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） 今課長のほうからご説明をいただきまして、そのバス時間まで来ていただければそんなに遅れることはないのだというお話をいただきました。時間的に見ますとやはり結構きちきちだったものですから、この1分間の中で乗車して出て、次の場所まで1分間で行くというのがなかなか見えなかったもので、今の説明を受けて少し内容が見えるような形でありましたので、ちょっと確認をさせていただいたところであります。

スクールバスの運営人数は何名くらい的人数で運営をなされているのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） スクールバス数の運営人数につきましては、バス運転手が16名おります。あと、バスの点呼係ということで2名おりまして、あとバス運行管理者1名ということで、計19名で運営している状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） ただいまご説明をいただきまして、13路線に対して運転手さんが16名、それから点呼をする方が2人、また管理者が1人、19名ということでありましたので、人数的にも余裕があって、そんなに無理な運行ではないかなというふうな感じを受けましたので、その辺のところはお話の中で的人数確認ということでお願いをいたします。

そのバス停まで子供が向かう中で、実はちょっと前に私の西浜地区の中で大人の人から手を引かれたという事件がありました。実は吹浦地区の子供たちは登校班がありまして、一度地域の中でその登校班が集まって、それからバスの乗車のところまで向かうというのが、吹浦地区だけでなくほかにもあるのでしょうかけれども、吹浦地区の子供たちはそういうふうに昔からやっておりました。その中で1つ気になったの

が、そういった中で、登校班はそこそこの子供たちの子供会の運営でやっているのかと思いますが、登校班に来ない子供を置いていっていいのかどうかという、ちょっとした私の疑問が出てきたのでした。班長さんは時間ぎりぎり、そこのバス停までに1分あれば着くという形で自分の家から登校班の集まっているところに行って、そのまま、では班長が来たら行くよって言うて行くのですけれども、たまたまそこに子供が何らかの事情で遅れた場合は登校班はちょっと待っていななければならないのかなと思いました。そのときに、やはりその登校班の子供たちがバス停まで、余裕を持って出ているのは間違いないでしょうけれども、行った場合に、やはり班長の子供はとても不安になるのではないかというふうなちょっと感覚がありましたので、そこはご意見ではなくて、もしそういう事例があった場合はぜひ教育委員会のほうからでも相談に乗っていただいて対応のほうを、こんなふうにしたらいいいのかなというふうな対応をお願いしたいなと思ひまして少しお話をさせていただいたところでありませう。

先ほど町長からもお話がありましたが、その部会の中ではやはりいろいろなシミュレーションをして、万全の体制でバス停を設置させていただいたというお話は、これは私もそのとおりでと思ひます。ただ、やはり、先ほども言ひましたが、今は天候が不順でありまして、すごい大雨が降ったり、夏の間ひょうが降ったり、これから先冬になると、やはり遊佐町は雪国でありますので、除雪の問題も出てきます。私もいろいろなところバス停を見てまいりましたが、やはり中藤崎通り、特にあそこは道路が細いのです。やはり大型バスが止まるとなるとやはり今でも半分は必ず使ひます。それが除雪時期になると道路の路肩に雪の塊がずっと並ぶわけです。そこでバス停を待っている子供たちとかバスを降りるときに、やはりなかなか昇降に関してその雪が邪魔になるのではないかなというふうな感じを受けたわけでありませう。特に全国的に事故が多いのも下校時の事故がやはり子供たちは多いようでありましたので、そういったところも踏まえて、先ほど私も壇上のほうからお話をさせていただきましたが、バス停まで歩いていくときに、やはり国道、県道、町道と入り交じっておりまして、歩道の除雪が間に合うところもあるのですけれども、間に合わないところもある。私も自分の子供が小学校のときに経験があったのですが、結構朝のうちに降ったときには子供たちの膝まで降ったのです。やはり長靴を履いて歩くと、長靴ってあれ結構重たいのです。雪の中を長靴を履いている子供たちを見て、やはり雪の中をずぼずぼと歩くということはとても時間がかかって大変なのではないかなと思ひまして、そのときはママさんダンプを持って一緒に、ちょうどあそこは遊楽里の前まで除雪をしながら一緒に歩いたのを今思い出したところでありませう。やはりその除雪対策というのはこれから冬になってくると課題になってくるのではないかなと思ひております。バス停の位置もそうですけれども、そんなところは歩道も含めてどういった対応をこれからしていくのか、ちょっとお聞きをしたいなと思ひております。

議 長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 除雪につきましては、地域生活課とも相談しながら、学校における必要箇所の除雪についてはお願いしているところでありませう。ただ、公共の歩道とか道路の除雪について、雪の状況にもよると思ひますけれども、通学時に間に合わない場合も考えられます。バス停付近の除雪についてはこれまでも、中学校のバス停ということもございまして、地域やPTAの方とも相談しながらやってきましたところもございませうので、今後もそのように相談し合いながら検討していきたいと思ひております。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） 今課長のほうからお話がありましたが、地域の方と相談していただくことが一番いいのかなと私も思っております。やはり企業の方々がよく、国交省の方々とか除雪で回ってくるのですが、やはり全部が一回で雪が降るものですから、なかなか対応の間に合わないところも多いと私は思います。やはりそこで力を貸して要請などしていただくのは地域の方とかPTAの方とかが一番私はいいいのかなとは思っております。やはりそういったことも事前にお話をいただければ必ずご協力はいただけるのかなと思っておりますので、ぜひそういったところを早めに雪が降る前からやはりそういったところの情報提供をしていただければご協力の、早々にいただけるのではないかなと思っておりますので、そういったところもよろしく願いをいたします。

その中で、遊佐町を回ってみますとやはりバス停の数というのは結構多くありました。117か所でした。以前は、私第1回目のふるさとCM大賞の委員をさせていただいたときに遊佐町の集落を調べたときに141あったのです。それに比べれば、117ですので、少しバス停の数のほうが少ないのですが、その中でやはり、先ほども言いましたが、建屋は山間部のほうは結構ありました。ただ、中学校の新しいスクールバスになった時点からのバス停というのにはなかなか建屋というのは、新しい建屋は増えておりませんでした。野沢地区はもともとバス停ありましたが、あそこにはプレハブを用意していただいて、プレハブの中でバス停を運営するという形で地権者のご協力もいただいて行っておりまして、そこは新しくできたようではありますが、現在、このような形で建屋のないところはかなりありますが、このままのような形でいいのかどうか、また計画があるのかどうか、教育課長のほうよろしく願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 待合所の設置状況につきましては、先ほど壇上の答弁でも申し上げましたとおりでございますけれども、6月から8月にかけて全路線のバス停を調査させていただきました。教育長も私も担当者と一緒にそれぞれバス停確認させていただきました。待合所の未設置のバス停ってあるわけなのですけれども、その理由としては住宅や私有地の前にバス停があったり、あと道路幅の狭い場所だったり、待合所を設置するための敷地として困難な場所がほとんどであることを確認しました。今後、今回の調査結果を基に、保護者の方も含めて、各地区の各区長会等も含めて皆さんと意見交換の場を設けさせていただいて、待合場の設置についてこれから検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） ただいま課長のほうから前向きな答弁をいただいたことに感謝をいたしたいと思っております。やはり先ほども申し上げましたが、突然の雨が、今はもう予想だにしないような雨が降るというお話も前の議員の質問の中にもありました。やはりそういったことも踏まえて、せめて屋根だけついているような形でもあればいいのかなとは思っております。これから吹きさらしや、遊佐は吹きさらしが強いところですので、そういったところも踏まえての計画や、また今お話がありましたが、土地の問題、なかなかそういったところの土地の提供者や、やっぱりそういったところがなかなか難しいのかなとは思っております。そんなことも踏まえて、今のバス停がベストなところに、バスが寄れるところに設置できたということは私も理解をしておりますが、やはり建屋というのは今後必要になってくるのかなと思っております。

おりますので、これはある程度やはりバス通学になったときから予見はできたはずなので、今課長の答弁の中で6月からいろいろと検討しているというお話をいただきましたのでとても安心しているところでありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今ある既存の四十数か所のバス停ではありますけれども、やはり回ってみますと昔の建屋で、1つはブロックで囲まれているバス停の建屋、もう一つはそのブロックを直して外壁を張られたり、タキロンといましようか、透明なトタンのやつを張ったり等、そういった形で直しているバス停がありました。先ほどもやはり言いましたけれども、事故が起きるのは夕方、下校時が全国的に一番多いという統計も出ておりました。その中で、やはり夕方回ってみますと、日暮れが早くなる冬期間になると4時半くらいになるともうほとんど周りが暗くなるのです。例えば周りに何もなく、森林の中にバス停があるところや、中には吹きさらしの中で田んぼの真ん中にぽつんとあるバス停とか等ありました。そういったところで、安全面を考えますと、そのバスを運行する運転手さんもやはりそのバス停の位置が多分雨が降ったり風が吹いたり、暴風雨になったときってなかなか分からないところがあるのですけれども、一つの案として、よく前の遊佐の庁舎の前にソーラーの電気がありました、そういった形でバス停のところに例えばソーラーの電気などの照明などをつけられないものかなと。これは一つの提案でありますけれども、そういったことによっては、防犯も含めて、バス停の位置もはっきりしますし、やはりこれからどうしても冬期間になると暗い中子供たちがそのバス停に降りなければならぬということもありますので、そういったところでそういった明かりの安全面は可能なかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思いました。

議 長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） バス停の照明ということなのですが、バス停の照明の設備の導入については今のところ考えてはいないので、先ほどソーラーの電気ということでご意見ございましたけれども、そういうことも参考にさせていただきながら今後検討していきたいとは思っているのですが、バス停付近の防犯灯ということを考えれば防犯灯の担当課であります総務課とも相談しながら、現場を確認の上、必要であると思われる箇所については検討していきたいと考えておりますので、そういうふうに総務課と相談させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） 親の身になればやはり子供のリスクはなるべく少ないほうがいいのかと思います。安心、安全で、朝送り出してから学校から帰ってきて、うちにたどりまると帰ってくるまでがやはり一番親としては心配で不安なところではないかなと思っております。特にやはり1年生、2年生はとても体も小さくて、とても弱い子供たちだと思っております。ちょっと半年前までは保育園の園児でしたので、やはりそういったところも踏まえて、本当に子供たちが楽しく学校に通えるような環境づくりをぜひやっていただければありがたいなと思っております。子供たちは不平、不満を言わないのです。もうあそこまで歩いていけば言えば必ず歩いていってくれるし、本当にこれに乗ってこうやって行けよと言えば、分かったって行ってくれるのです。その不平、不満を言わない分、やはり大人たちが環境整備をしっかりと整えていくことが私はとても大切だなと思っております。

バスの待合所でもありますけれども、今現在、遊佐小学校にもその待合所はございません。放課後になる

と、そのバスの乗車のために子供たちが多くやはり出てきます。その中でも、今年みたいに上半期天気がよくてあまり雨の降らない状況の天候の中ではいいのでしょうかけれども、暴風雨とかこれからの雪に対しての対策といたしまして、やはりそういった安全も踏まえて待合所みたいな、建屋みたいな、屋根だけみたいなといいたまいますか、そういったところは必要ではないかなと思っておりますが、その小学校の整備に関してのこれからの計画とかあればぜひお願いをしたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 遊佐小学校のバスの乗降場所についてということでございましたけれども、これまでも町民の方から屋根等の、必要ではないかというようなご意見をいただいております。まずは先ほどのバス停と同じような感じで、遊佐小のバスの乗降場所についても夏場の晴れている状況、雨の状況、あとこれから冬になって冬場の風が吹いてくる方向とか、吹きだまりができやすい場所だとか、そういったことも含めて冬場の状況を確認させていただいて、その場所にふさわしいものを検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） やはり多くの子供たちが集う場所でありますので、ぜひご検討いただければありがたいと思っております。

統合して半年になりました。その中で、前任の教育長から引継ぎを受けた新しい教育長であります。皆さんの期待を胸に、教育長になられてまだ少しですけども、今のお話を聞いた中でやはり教育長の決断が一番私は必要かなと思っておりますので、そういったところも含めてぜひご所見をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） では、お答え申し上げます。

まず、5番議員の先ほどの西浜の件でございましたが、7月5日の朝7時20分頃に不審者事案が発生いたしました。そのときも教育委員会に当然入ってきますし、また警察署のメールでも届きました。そのことについては、学校と教育委員会が連携して、翌日から対応しようということで、私も見守り隊の一人として、翌日の朝7時20分前後に、そこから毎朝その西浜の周辺を私自身も見守らせていただいております。警察車両が7月25日まで毎日2台パトロールをしておりました。非常に綿密に2台がいろんなところを回っておりまして、非常に不審者対応に対してもやっぱりすばらしいなというふうに思っておりました。25日までやって、2学期になってどうするのかと思ったら、2学期にはパトロールはしていません。私は引き続きやらせていただいておりますけれども、西浜は海側からは5名、山側からは14名の児童さんがバス停に集合します。見守り隊は、遊佐町ウオーキング協会会長の阿部淳さんということで、阿部淳さんも毎日その子供たちを見守ります。そのときに欠席の子供がいる場合は、それぞれのうち同士が学年とか、あるいは近いうち同士で連絡を取り合いまして、あと保護者はさくらメールという連絡網で学校に連絡すると思うのですが、そのときには見守り隊の阿部さんが確認をしながらバスに安全に乗せるという、そういう光景が続いております。ただ、たまたまそれは西浜のことでございまして、町内117か所のバス停がありますので、そこそこでそれぞれのスクールガードリーダーを中心にした見守り隊の皆さん、そして

区長または保護者、PTAの皆さんとか、それぞれの協力によりまして毎日安全なスクールバスを含めた登下校が実現しておるものというふうに承知をしております。

まず、今スクールバスを含めた登下校のことでございますが、毎朝元気な姿で登校して満足した表情で下校するという児童さんがほとんどでございます。そこからは、充実した学校生活を送られているのだなということとして私自身捉えております。また、まずもって開校準備委員会の皆様のご努力によりまして、4月より新校がスタートしたということで、このことにつきましては本当私も心より感謝をしているところでございます。昨年度から5つの小学校の指導力のあるいわゆる先生方、力のある先生方を新校にぜひ赴任させていただきたいという思いから、偏りなく新校のほうに赴任していただきました。これは、前任の教育長から引き継いだ私の大きな仕事の一つでもございました。この先生方、新しく遊佐小学校で出発した先生方ですが、フットワーク、チームワーク、ネットワーク、この3つを小学校の先生方、校長を筆頭にこの3つを意識して4月より子供たちの教育に取り組んでおるようです。このことによりましてどのようないい点があったかという、まず児童の心の安定です。知っている先生が新小学校に必ず何人かずついるというところ、そしてその先生方がやはり一生懸命な先生方多いですので、落ち着いて授業に取り組んでいるという、このようなよさがあります。

そして、4月、452名でスタートいたしました。酒田、飽海地区では一番大きなマンモス校、一番大きな学校としてスタートしました。現在は448名、4名減りましたが、現在でも448名の児童が毎日元気に過ごしております。そして、この448名、前よりはかなり多くなりましたが、多様な意見が交わされる授業が展開されまして、より深い学びの授業を受けることができるということや、成果物といいまして、図画工作の作品とか、あるいは感想文、意見文とか、あるいは夏休みの作品につきましても非常にレベルが高い、そしてダイナミックな作品が多くあったということで、お互い刺激をし合えるいい関係になっているのではないかとこのように、大変その辺につきましてはこれからも成長を期待しているところでございます。

学校行事につきましては、6年間で遊佐町の自然文化を丸ごと体験できるようというところで、1学期におきましては4年生が山の学習でしらい自然館へ、5年生が海の学習で海浜自然の家へ、いずれも湧水をテーマにして学びを進めることができしております。それとあと、県内初ふるさと愛育成部というのを小学校で立ち上げまして、今までだと学習指導、生徒指導、健康指導なのですが、それにプラスしてふるさと愛育成部というのも立ち上げまして、これ県内初、唯一というふうなことで、これをどのようにして機能させて、そして最終的には県内にも発信できたらなというふうに考えております。

地域の行事につきましては、まちづくりセンターと定期的に情報を交換をしながらも、できること、そして一つ一つ丁寧に相談して、やれることを模索していくということで、これについてはいきなり5つの小学校の行事を全部やるということはちょっと不可能に近いですので、まずできるところからというふうになっております。そして、四大祭につきましては、4年生が藤蔵祭、5年生が諏訪部祭、6年生で政養祭、中学校3年生で戴邦碑祭ということで、これから10月14日は政養祭、そして11月10日が藤蔵祭という形で、もう2つ残っております。これも遊佐小になったことで全部の、四大祭を全て学ぶことができるというよさもあるのではないかなというふうに思っております。

PTA活動につきましては、新校開校準備委員会のPTA部会で決められたことに従い、3つの専門部に地区委員を設けて、今順調に進めることができているということです。1学期、学校橋にこいのぼりを

設置したり、米作り、広報にも出ていましたけれども、あと鳥海登山など、本当にできるところから一つ一つ実行に移していくという、そういうスタンスで臨んでいるというふうに感じております。

保幼小中高連携ということなのですが、幼稚園、保育園、ゼロ歳から高校まで、18歳まで遊佐町の1小1中1高校ということで、その強みを生かすという意味でも、小学校と幼稚園、保育園の交流が6月20日にありました。最終的には学習センターでワークショップも開いておりまして、非常にたくさんの建設的な意見が出ております。先生方の顔と名前が一致するという、これが強みだというふうに捉えております。また、小中の連携につきましては、小中一貫教育研究会を立ち上げました。指導主事を中心に、小中一貫の在り方を今模索しているというところがございます。これは、小学校、中学校の授業をそれぞれの先生方が見合って、山形大学の先生に来ていただいて、指導、助言をしていただいて授業改善、よりよい、分かる、できる授業を探求的な立場、そして個別最適な学び、協働的な学びという、その辺のところ、まず遊佐町の授業スタイル、遊佐町の子供たちを育てていくという、そういうふうな方向性で今取り組んでおります。小中高の連携であります、7月12日に小中高海岸清掃ボランティアを行いました。あいにくの土砂降りでしたが、高校生をリーダーとして町に貢献できる活動を行うことができているようです。高校生を尊敬し、憧れる存在になることを望んでおります。

最後に、その他でございますが、読み聞かせの会、でこの会といいますけれども、5月に発足して活動しております。最初はいつ頃になるかなと思いましたが、すばらしいフットワーク、スピード感でございました。あと、6月末には全学年の保護者の面談を行いました、開校してから3か月、子供の様子を情報交換して、必要に応じては相談体制を整備しておりますので、スクールカウンセラーにも紹介するという事例もございました。あと、8月1日から9月にかけては、旧小学校区6か所で小中合同地区懇談会というも行いまして、それぞれの地区20名から30名ほどの参加がありまして、みんなで作る学校に向けて大変有意義な情報交換がされたというふうに伺っております。

いずれにしても、遊佐小学校の学校教育目標であります「鳥海の高きに向かい、ふるさとを愛する子どもの育成」と、この達成に向けてこれからも、今5番議員からもありましたように、安心、安全な、行ってきますと言っていただいと帰ってくる、この登下校を含めた教育活動をこれからも展開してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） 今教育長からお話を伺いました。ありがとうございます。半年ですけれども、私的にはもう何年もたった小学校のような感じがします。やはり行政の皆さんをはじめ、先生方のご尽力、また地域の皆さんとの連携があつて半年を感じさせない、本当に昔からこのまんまの学校があつたのかなというような感じの規模の学校であるかなと、私はそういうふう感じております。先ほど町長ありました。並んでいる方々、結構経験者がおります。やはりPTA会長をして、経験をした人だから言えることとか感じることもあるわけなのでありますので、ぜひ先ほど課長も言いました縦と横のつながりをしっかりと持っていただいて、やはりその建屋の建設計画なども含めましてぜひこれから行っていただければありがたいと思っております。

私の質問終わります。ありがとうございます。

議長（高橋冠治君） これにて5番、那須正幸議員の一般質問は終わります。

3時15分まで休憩いたします。

（午後3時02分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時15分）

議長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3番（渋谷 敏君） 本日4番目の一般質問になります渋谷です。よろしくお願いいたします。

初の一般質問でありますので不慣れなところも多いと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。まず、連日の猛暑も少しずつ落ち着いたところではありますが、気になる稲の作柄であります。JA庄内みどり営農課によりますと、9月4日、蕨岡の一地区で行われた歩刈りについては、ひとめぼれ、山形95号については例年同様の10俵超えになったとのこと。水分は二十四、五%というところですので、間もなく刈取りの時期を迎えるところ。ただ、出穂以降の高温障害による品質低下も心配される場所があります。去る6月15日、議員選挙告示から程なくして、匿名の手紙が自宅に届きました。内容は、悩める町民の一女性からで、農業の現実についてほとぼしる思いをしたためたものでした。一節をご紹介しますが、「2年前から病気の夫の仕事を引き継ぎ、田畑の仕事に加え、集落の役職、高齢者だけの新規コンバイン導入による償還の相談、周りに負担をかけたくないことへの精神的重圧、持続可能な農業」、私たちはこれまで当たり前のように使ってきた言葉です。それでも彼女は「もう持続可能ではない。自分は、底辺ではいつくばっている高齢の百姓だ」という切実な思いが込められておりました。日々それぞれが背負う環境で決められたなりわいで暮らす人も少なくない現状です。しかし、自らの努力だけでは解決できない様々な課題や悩みで苦しんでいることも事実です。

質問の1つ目は、この方のご意見に関連して、遊佐町農業のこれからの展望と農業高齢者への就労支援についてです。農業委員会の資料によれば、我が町の荒廃農地については、2015年を基点として直近の2022年と比較すると、全体では6.4ヘクタール減少の37.5ヘクタールですが、注目すべき点はB分類、つまり再生利用が困難な面積が7年前と比較してプラス6.3ヘクタール、実に8倍近くの24.2ヘクタールにまで増加しております。このことについて町がこれまで行ってきた施策についてお伺いします。

我が国農業の就労状況については、年々高齢化や人口減少が続き、当町についてもその例外ではありません。農林業センサスによれば、2020年時点で基幹的農業従事者、つまりはふだん主として農業に従事していた人のうち、特に65歳以上は409人、5年前の2015年と比べて人数は104人増加しております。さらに、65歳以上の男性にあってはプラス110人、5年前と比較すると実に2倍近くまで増加しており、全体の34.5%を占めております。これは、65歳以上の老年就労人口が顕著に増加していることの表れであり、農作業の負担は年齢とともに年々大きくなり、これまでと同じ施策や担い手の力に頼ることではいずれ限界になるということは明らかです。喫緊の課題である農業高齢者への就労支援について、遊佐町は今後どのように取り組んでいくお考えかお伺いします。

2問目は、人口減少に係る集落の現状と課題についてお伺いします。遊佐町の人口は、2020年国勢調査で1万3,032人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所による2045年推計人口は6,975人と予測されております。この先、僅か25年間でマイナス6,057人、46.5%減少と、半数近くに減少すると見られております。そこで、我が町の各集落における実態を見てみると、7歳から18歳の就学人口や15歳から65歳未満の労働生産人口が極端に不足している集落、65歳以上の老人年齢人口が極端に多い集落、空き家が極端に多い集落など、町が抱える問題は町内どの地区の集落にもあり、総じて見られる現状です。今後は、地区単位からさらに細分化して、集落それぞれが抱える問題に取り組み、町民の方々が困窮している事態に早急に対応していかねばならないと考えます。遊佐町総合戦略によれば、人口減少に対応した社会創生の中で、地域特性に即した課題を解決するとありますが、このことに関連して現状展開している施策の内容についてご説明願います。

高齢化社会において、多世代交流は他の自治体でも効果が見られ、取組が広がっております。多世代交流は、同世代だけでなく様々な世代間が交流していくことで、高齢者の孤独な生活をなくし、一方では幼児や児童の教育面でも役立つと期待されております。そして、行く行くは児童健全育成事業にも地域で参画できることにもなり、また地域の様々な問題解決にもなると思いますが、当町の新たな施策としてご検討いただけないかお伺いします。

町民ファーストのまちづくりは、私たちの共通認識の下、生活弱者や高齢化に対する施策としての介護予防事業について、特に特定健診受診実績と事業の新規参加者をどのように普及拡大しているか、さらには町では今後どのような課題があると認識しているかお伺いします。

以上、壇上からの質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 渋谷敏議員、第568回遊佐町議会初めての一般質問に答弁をさせていただきます。

遊佐町農業の展望と農業高齢者への支援等についての、まずこの町の基幹をなすであろう重要な施策についての質問があったと思っております。お答えをさせていただきます。

令和5年5月定例会で、当時5番の齋藤武議員の一般質問でも同じような質問を頂戴したところであります。農業、農村現場での農業従事者の減少と高齢化の進行、さらにこれに併せて耕作放棄される農地の増加や生産の減少がとても心配されております。こういう私の実は後援会の大幹部も、もういよいよ百姓じまいをしなければならないという形で、いわゆる原因は高齢化、ご夫婦で続けたのですけれども、なかなか後継者がいないという形、娘さんでこっちにいないという形で、百姓じまいをするのだという形言われたときに非常にショックを覚えた記憶がついこの間です。2020年の農林業センサスによりますと本町の販売農家は400経営体で、2015年に比べて12.5%の減少、自給的農家も441経営体で2015年に比べて14.4%の減少となっております。また、本町の基幹的農業従事者は666人で、2013年に比べて99人、こちらのほうは人口は増加しております。ただ、その年齢、平均年齢は65.5歳と、2015年を0.7歳上回る結果となっております。農家数が町全体の就業総数に占める割合は16%という水準にあり、農業は農業生産による所得及び雇用機会の確保という経済効果のみならず、地元の食品、建設、流通産業等とも結びつき、町内他産業に与える波及効果も大きく、依然として本町の地域経済を支える重要な産業であります。一方で、農用地は農業生産の基盤であるばかりでなく、国土、町土保全、良好な自然生態系の保全、保持に大きく寄与し

ており、本町の農業、農村、町民等にゆとりと安らぎ、潤い、健康増進の場を提供するという意味でも重要な役割を果たしております。また、本町の農業構造については、米をはじめとする農産物の価格の低迷による農業収入の伸び悩みなどを背景として、農家数の減少と兼業化が進行してまいりました。こうした状況の中、経営規模、面積の構成割合を見ますと、農地の流動化の進展により、規模の大きな農業経営体の育成が進んできているものの、農地が分散し、面的集約に課題となっております。今後は農業就業者の著しい高齢化などにより、農業を持続することの困難な家族経営の方による耕作放棄地等、農地がさらに増加していくことが想定されており、このために地域における農業者の自発的な話し合いによる地域計画の策定を推進し、農地中間管理事業の活用等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進める必要があると考えております。

荒廃農地につきましては、令和4年度の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は24万2,843平方で、再生利用が可能な荒廃農地の約2倍と、以前と比較すると大きな増加とする状況になってきております。増加の要因としては、農家の高齢化、後継者不足、新規就農者の減少、非農家相続による農地の管理不足などが挙げられます。現在の日本は世界でも有数の少子高齢化社会であり、多くの産業、業種において労働力不足が深刻化してきています。中でも農業は少子高齢化の影響を受けやすく、そのため後継者不足と新規就農者の減少も相まって人手不足が一段と深刻さを増しているものと考えられます。人口減少や高齢化が進んでいる中で、本町の魅力ある農産物を安定的に生産し、本町農業を持続的に発展させていくためには、農地集約と法人化、農業の省力化のためのスマート農業、農業DXの導入を行い、認定農業者、農業法人を従来の担い手に加え、新規就農者や小規模農家、そして兼業農家、移住者、Uターン者、さらには半農半Xなどを含めて農産物の生産活動に関わる多様な人材を農業を担う者に位置づけ、農業の育成、確保を図る必要があると思っております。国、県の関連事業及び町の事業を活用しながら、多様な担い手の農業への人材の一層の呼び込みと定着を図り、将来にわたって地域農業を担うことが期待される農業者の経営継承と経営持続及び発展が図られるよう、関係機関と連携しながら施策を行ってまいりたいと考えております。

特に昨年から今年にかけて、実は生活クラブ生協の組合員が酒田の山居倉庫の向かいにTOCHITOといういわゆる高齢者住宅を準備して、退職後に酒田市においでの方がどうも援農という形で遊佐町の農家の支援に来ているのだという方がかなりいらっしゃるというお話を伺いましたので、ああ、そういう応援の仕方もあるのかなという思いで、酒田市さんの行為ですけれども、それらと生活クラブ生協等との連携もこれからまた続けて深めていかなければならないと考えております。

2番目の質問で、人口減少に関わる集落の現状と課題についてという質問でありました。実は平成20年、私が就任したときに気づいたのですが、昭和48年から63年までの昭和の時代は1年間の人口減少、年で割ると、この長い間でしたけれども、68.1人しか減っておりませんでした。亡くなる方もいっぱいいらっしゃる、けれども生まれる方もかなりいたという現状でありましたが、平成元年から平成20年までの間20年を見ますと、何と何と1年当たり216.9人の人口減少。平均です。こういう現状がありましたので、私はやっぱり定住促進を思い切って、遊佐町が取り組んできたことのない定住促進というテーマに踏み込んできて、平成24年度、25年1月に定住促進計画を立ち上げながら、そしてやっぱり減少のスピードを何とか抑えたいという形でこれまで取り組んできました。そうしたら、何と国は平成26年11月にまち・ひと・しご

と地方創生法なるものを全国に発表して、それぞれ計画をつくりなさいよ、そして人口ビジョン整えなさいよということでありました。人口問題研究所が一番そのときに想定した人口が六千幾ら、完全に8,000人は及ばないのだということでありましたが、町として定住促進を整えてきたおかげで、今の第8期定住促進計画、令和8年度までの計画で何とか1万2,000台確保しようよということは何とか目安がついたのかなと思っておりますので、これらの定住促進をやっぱりこれからも強く進めなければならないと思っております。ただ、最近、これまで非常にやっぱり町で頑張ってきた高齢者が90歳過ぎてから、今年に入ってから90過ぎの方が大分亡くなられるという現状あります。高齢者には頑張っていたのだけれども、なかなかそこまでまだまだ追いつかずという形で、また人口が減っているということがなかなか大変であります。3月に若者が転出して人口があつという間に減るのですけれども、定住促進策によってどんどん受け入れながら進めてきました。私が就任してこれまで一番うれしかったのは、実は今年の2月なのです。2月のトータル人口、1か月で人口がプラス1人だったということです。人口が減らなかった。プラスになったのは今年の2月が初めてでした。そういう積み重ねが、やっぱりトライしてこなればなかなかそういうことは多分できなかったのだろうなという思いをしております。

さて、喫緊の課題である人口減少問題、そして地方創生戦略をやっぱりしっかり整えるためには、我が町でもまち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略を策定して、人口ビジョンをして、そしてこれが第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略を改定しながら、人口減少克服というのでしょうか、何とか抑制しようとして取り組んでまいりました。人口減少歯止めをかけるためには、今後もあらゆる分野での施策を強化していかなければなりません。第2期総合戦略では、雇用の創出、移住定住の促進、子育て環境の充実、安全安心なまちづくり、広域連携を重点目標に据えて、様々な施策を取り組むこととしております。実践をしてきております。地域特性に即した課題解決を図るには、集落の現状と課題を把握することが重要でありますので、集落対策に関しては国では平成25年3月に過疎地域等における集落対策の推進要綱を制定しております。この要綱の趣旨は、過疎地域等に所在する集落の多くにおいて、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加などが重大な問題となっていることから、集落が直面する課題に対応するためには集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、地方公共団体が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施していくことが大切だと言われております。そして、具体的な集落対策として、1つ目として集落点検の実施、2つ目として集落の在り方に関する話合いの促進、3つ目として地域の実績に応じた集落の維持・活性化対策の3つを挙げております。現在、町では区長会や各まちづくり協議会、町政座談会での開催などを通して集落の現状と課題把握に努めておりますが、国が示す集落対策の実施について、町民まちづくり基本条例の理念に基づき、町民及び町との協議の手法により取り組んでいくことを目指しております。また、他県で成功事例のある多世代交流プログラムについて、まずはその成功事例に関して事業内容や事業実施主体などの情報収集を行い、各まちづくり協議会や関係団体と情報共有したいと考えております。

次に、介護予防事業の実績と新規事業参加者の普及拡大に関してであります。本町では壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目標として、第3次の健康ゆざ21計画に基づき、各種健康づくり事業を推進しております。令和4年度の特定健診受診率は62.2%、各種がん検診受診率も一部を除き60%台を超え、健診が町民の健康管理に役立てられております。なお、介護予防事業では、元気な高齢者、要

介護状態の高齢者も生きがいや役割を持って生活できる地域を目指し、いきいき百歳体操を中心とした住民主体の通いの場があります。週1回以上実施している通いの場は、令和5年度、8月現在42か所、約450人が参加をしております。今年度は、コロナ禍で休止したところが再開したり、新規に立ち上がった集落もあり、より身近な場所での運動継続、地域交流が図られています。今後も「健康づくりは地域づくり」をコンセプトに、地域の課題を整理し、町民の健康づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3番（渋谷 敏君） 答弁ありがとうございました。

まず産業課の関係になりますが、テーマが非常に大きいテーマでございますので、少しずつ前に進めていく、そのようなつもりで私もおります。ただ、実態がどのようになっているかというところについては、先ほどの高齢化、福祉のほうとも関係するわけですが、そういった作業がまずは少し遅れているのかなという感じがいたします。素朴な質問になりますが、農業後継者について、これがなかなか大農家のうちであっても連携していかない。息子はもうどこかに家建てた。町内であればまだしもなのですが、酒田に建てたとか。その中でも、いいほうであれば農業は通いながらやれるよと。そういったところも多いのですが、やはり驚くところは大農家の大きい家でも夫婦しか残っていないとかそういうところで、町長が目指す世帯を増やしていくとか、そういう定住化については少しその矛盾点もあるのかもしれませんが、私単純に思うには、やはり私どもがそのように昔から親から言われたような、そういうところというのは遊佐町に関しては引き継いでいくところというのは難しいのでしょうか。町長お願いします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 農業の後継者、やっぱりそれなりの大きな面積を相続して、それをしっかり自分の代で、一代でかなり増やす方もいらっしゃいますが、他人に委ねる方もいらっしゃるという現状を見ますときに、やっぱり個人でやる個人経営体が、確かに30町歩超す方が何人かいらっしゃいますが、今は経営体、北部とか南西部とか、遊佐地区とか蕨岡という形で、そういう経営体が変わってきつつあるのかなという思いがしています。非常に私、かつて30年前ぐらいに遊佐から南遊佐に嫁いだ方がおりまして、よく話し合っていたのですけれども、息子が結婚したら泉学区にアパートを借りて住みなさいと。小学校、子供少ないから。そして、息子は農業にアパートから通ってきなさいという。そういう大胆な行動。やっぱりしっかり息子中心、子供中心にやろうかなという思いで、そういう方を存じ上げています。それ見たときに、子供はやっぱり大人数の中でもまれて育つほうにいいのでしょうし、だけれども田んぼと畑と、かなりいろんな多角的にやったかつての名門のお宅ですけれども、やっぱり息子さんは通いで農業をしていましたが、我々が頑張るのだという形でおやさんとその奥さんとが頑張っているというところを見たときに、やっぱり農業政策って基本的に国の大変な支援がなければ、特に今、今日請願も出ていました。食料・農業・農村基本法の見直しという形で今見直ししていますが、例えば減反、5年に1回水張りをしなさいよという政策がある日突然農水省から出てきたりする。だけれども、5年間も水張っていないければ水入れても常にもう下に漏って、田んぼとしては活用できないのです、実際。それらをやっぱり霞が関の農水省、上しか見ない役人が考えたって現地の声を全く知らない、そして知ろうともしない国の役人が決めた制度はなかなか地域にはなじんでもらえないなど。私は、やっぱり食料安全保障等、しっかり目標数

値を立てるのであれば国が一定程度やっぱりそれなりの単価で買い上げる、再生産可能な価格で買い上げるという政策に踏み込んでもらわないと、地域は生かさず殺さずにやられて衰退してしまうのかなという、そんな思いをしています。今お米の値段、JA庄内みどりでは幾らで買ってくれるか。本当にできれば高く買ってほしいな、実は去年は新潟と宮城はかなりいい値段で買ってもらったのですけれども、山形の全農ではそんないい値段出なかったのです。それら等含めれば、やっぱり食料の値段等のしっかりした指針出しながら、国が関知しないなんてこれは言っていますので、その辺がちょっと世界から見れば遅れてしまったなという思いをしているところです。

議長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3番（渋谷 敏君） 今年在生活クラブ米については、価格は昨年より若干いいというふうに記憶しておりますが、そういった意味でも生活クラブとも長い歴史で提携しているわけでありますが、この後産業課長にもお聞きしますが、お話のあった土地と、こういったものが複合的にいろいろな、県であり国であり、そういった施策をいろいろ取り入れてやっていくのが効果的だろうなというふうに思います。一つ一つ見ればなかなか効果が出にくいというものであっても、その場、その場に合った施策を展開していく、そのためにも農家の実態というものをやはりもっと細かく、1町歩、2町歩、そういう大農家だけではなくて、実際にお手紙でいただいた高齢の女性もそうですが、それほど大きい農家ではございません。それでもやはりそれを維持していかないといけない。不慮のそういった自分が望んでいない家族の病気であったり、そういったもので突然そういったことをやらなければならない、そういうご家族も遊佐町の中には多くいらっしゃると思います。山新に載っていない、それから遊佐の広報に載っていない亡くなった方まだまだたくさんいると思うのです。ですので、そういった細かいところに目を向けて、まずは調査する、そういったところが必要であろうというふうに思います。実態は恐らく机で見るよりはかなり深刻だろうなというふうに考えております。

冒頭の荒廃農地の関係でございますが、現状の経営体、それからそういったところに委ねていくというふうなところも必要であろうと思いますが、まず今展開している地域計画、ここについて、これは大きく関係していることだろうというふうに思います。産業課長お願いできますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

地域計画の策定ということで、こちらにつきましてはやはり将来の農業の実態を10年後を見定めて、将来的にその農地について誰がどのような規模で計画をつくっていくのかということは今から地域の農家の方々が話し合いによってある程度現状を見極めての目標を定めて、そして10年後を見据えての計画をつくっていくという、地域の方が農業者の自発的な話し合いによって将来的な計画をつくるという、そういった流れの中で進めていく計画策定でございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3番（渋谷 敏君） それでは、少し進めていきたいと思っております。

まず、農業の課題というのは様々ありまして、今回については特に高齢者の就業支援対策というふうに定めておりますので、こちらについては今後の優先課題というふうに認識しております。これに関して、

現在ある県、あるいは町の施策がどれほど機能しているかお伺いします。産業課長お願いいたします。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、まずは喫緊の課題として、やはり農業従事者の減少、高齢化、大規模経営化に伴う労働力の不足、あと農繁期の臨時雇用の需要が増加しているという、そういう実態の下で、やはり新たに政策を展開させていかなければならないというようなことが認識されるところでございまして、まず県とか町とか、あとその他関係機関においても様々な施策が展開されているというような実態がございまして。

こうした取組について少しご紹介というか、お話しさせていただきたいと思いますが、まずは1つ目として、県においては農業の労働力不足解消と関係人口の創出拡大のための多様な人材の呼び込みと農作業受託の仕組みの活用による多様な人材を農業や地域につなぐ農作業受託モデルの実証事業というものが元気の農業人材確保プロジェクト事業として今年度からスタートしております。これは3か年の計画でございまして、農作業を受委託をするというような形で進められるものでございまして、実施体制としては山形県、農業団体、これはJA全農山形が主体で進めているものです。観光業としてのJT Bの3者による連携協定締結によるそういった事業が実際今年度から進められておるところでございまして。

あと、さらに町のほうでもこういった事業については取り組んでおるところでございまして、今年度から町のほうで若者を中心としたビジネス創出事業ということで事業を始めております。この事業の中で、町の抱える課題の一つに1次産業就労支援というものを掲げて、そして検討会議の中で進めております。実際その検討会議もスタートしておるのですが、その中においては、やはり農業では繁忙期に短期間相当人数を要することがあるとか、あと短期間のみ働きたい方と短時間のみ人手を要する農家のニーズを満たすことができるのではないかと、そういった様々な意見が出ておりますので、会議の中で今後について、この一時就労支援の件につきましては町内農家が現在どのぐらい働き手を必要としているのかといったニーズ調査や年間を通しての作業提供が果たして可能であるのかどうかとした現況調査を行う予定でございまして。そういったことを踏まえて、これも次年度以降も引き続き実際行っていく予定でございまして、その中で課題として捉えて進めてまいりたいと思います。

さらに、3つ目としてご紹介になりますが、JA庄内みどりのほうでJA庄内みどり無料職業紹介所による農家の高齢化や規模拡大による労働力不足を補うための求人者と求職者のマッチングを行う施策というものが実施されております。これは、求人者である農家と農家で働くことを希望する求職者双方が紹介所に登録を行って、紹介所が紹介、あっせんを行うとした内容でございまして、農作業の求人内容としては水稲、メロン、庄内柿と、この辺の農家が実際行っているそういったメニューに基づくものですが、品目ごとに播種期、定植、管理、収穫など、そういった作業内容でございますので、そういった適期に求人を行うとした内容となっておりますのでございまして、こちらのほうは令和3年からJA庄内みどりにおいてスタートしているものでございまして。

あと、さらに4つ目としての事業紹介になりますけれども、スマートフォンアプリケーションを用いた農業で働きたい人と農業者をつなぐ1日農業バイトデイワークといったものの活用もございまして。これは、山形県農業労働力確保対策実施協議会が主体で事業を行っておるものでございまして、アルバイト等を希望する農家が1日バイトアプリデイワークのそういったアプリを自分のスマホに取り込んで、募集内容を

入れ込んで農業アルバイト募集を行うというふうなものでございまして、近隣では鶴岡市でだだちゃ豆の収穫時、そういった農家が一番の繁忙期にこのサイトを利用して労働力の確保を行っているようでございます。繁忙期の農家と隙間時間や副業で働きたい社会人、主婦、学生、シニア層等をマッチングさせることによって農家支援を行う内容となっております。

最後にですが、先ほどTOCH i TOの事業のご紹介がございましたが、それにつきましても少し私のほうからも説明させていただきますけれども、もともとは共同宣言事業における生活クラブ連合会、JAとの連携の中の夢都里路くらぶの事業を契機にしたこれは新しい事業でございます。TOCH i TO事業と連携した事業ということで、今年度3月からこのTOCH i TO事業によって酒田のTOCH i TOのほうに二十数名の方が移住してございます。移住された方の年齢は様々なのですが、やはり半数以上は60代以下とあって、就労を希望する方もおられるということで、関連でTOCH i TO事業の目指すそのコンセプトというものは「参加する暮らし」というものでございます。つまり地域にどんどんと入って行って、地域の中の就労などに携わりながらその地域の生活に溶け込むことを目指すという、そういったものであると思います。こういった「参加する暮らし」というコンセプトによって、就農とか、あと農業ボランティアなどが進められておまして、現在3名の方がアグリ南西部でアスパラ、パプリカを栽培する農家において就農支援を行っておる状況となっております。事業によっては2年ぐらい前から始められているものもございまして、また今年度から新たに始まっている事業もございまして、そうした効果的なものの検証というのは今すぐ出ないというような、次年度以降にその検証結果が出るというようなこともあると思いますけれども、まずは様々な視点に立ってこういう事業を展開しているということで、さらにこの各事業が横のつながりの中で連携できないかどうかというものを新たに検討していかなければならないものであるとは認識するものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3番（渋谷 敏君） 詳しい説明ありがとうございました。施策としては、JAも含めて5つというところだと思いますが、まずその中の一つ、TOCH i TOもいろいろ伺いたいところがあります。まず、TOCH i TOを伺いますが、南西部で成功事例があったという、そういうところでもあります。遊佐町で望むところは多分そういうところだろうなというふうに思っていて、法人側の受入れ態勢ももちろんあるとは思いますが、もしお分かりになればそういったところの成功事例もお願いできますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） まずは今年度から試行的にスタートした事業でございまして、取っかかきの事業としてまず南西部に入ってこの事業を行っていただいているというようなこともあります。ほかの法人、地区もございまして、そういった利用の活用状況と併せて少しずつ、TOCH i TOも第2事業TOCH i TOということで、TOCH i TO事業がさらに大きく拡大するというような、そういった計画もあるようでございますので、できるだけ多くの方に就労していただけるような、そういった整備を進めていければいいかと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3 番（渋谷 敏君） 課長言われるように横のつながり、こういったところが非常に大事になってくる
ところだと私も認識しております。

もう一つ伺いたいのは、若者を中心としたビジネス創出事業でございます。今年度からの鳴り物入りの
新規事業というふうには私は思っているのですが、この中で若者を中心とした事業の中で1次産業の就労支
援もあるよという、そういうところですよ。これも駒の一つとして使えるものだと思いますが、今ここで
働く職員の関係ですが、9月から1名というふうには増員になったようではありますが、聞くところによると
どうも今始まったばかりのこの事業についてやはり手探りの事業でもありますし、そういった意味で人員
的には1名増員でここはいけるのかどうか、その辺をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） この若者を中心としたビジネス創出事業というのは、今年度から始まった新
しい事業でございます。産業創造ですから、やはりどんどんとまず新しいことに取り組んで、課題を見つ
けてさらに、実はこの若者を中心としたビジネス創出事業には職員だけではなくて様々な団体というか、
関係者の方を巻き込んでの一大の創出事業になってございます。そういった意味では、たまたま今職員増
員になりましたけれども、必ずしもこの事業に特化したということではないのですけれども、まずは1名
増員にはなってございますので、この事業につきましても今年度始めたばかりですので本当に手探りとい
うか、手探り状態で進めているところもございまして、さらにこの事業の完成度が高まるように、計画的
に進むように、1名の増員の方共々、係全員で頑張っていたいただければと思うものでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3 番（渋谷 敏君） この件につきましては、町民の高齢化に勝るスピード感、こういったところが必
要だと思います。重ねて迅速な対応をしていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

時間も大分押しておりますが、企画課にご質問させていただきます。現在、我が町が抱える地域の問題
ということで先ほど来お話しさせていただいておりますが、各集落によってその状況が異なりますよとい
うところです。実情を見ますと非常にそれぞれでありまして、集落の名前は申し上げませんが、本当に町
なかの、駅からも近い、そういったところでもやはりそういった状況、現象は起きておりますし、では駅
から遠いところはどうかというと、そこはそこでまたうまくやっているところもあります。いずれに
しましても、集落の区長、そういったところにお力をお借りするという、そういうところもあるようであ
りますが、まずはその集落の区長の成り手がいない、あるいはこれまで牽引してきたリーダーシップを取
ってくれる、そういう方も高齢化になって、成り手がなくなっている。こういう状況ありますが、企画
課ではこれをどのように捉えていらっしゃるか、お願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

すみません。まず初めにですけれども、先ほど町長答弁の中にもありましたけれども、繰り返しになる
かもしれませんが、ご了承いただきたいと思っております。町の各区長の皆様ですとか、各まちづくり協議会か
らの情報提供、町政座談会などにおきまして、各集落の具体的な課題把握に努めておるところでございま
す。また、これまでお話しになっておりますが、遊佐町総合戦略、こちらにつきましては、今後進展して

いく人口減少の速度を少しでも緩やかにすることを目的にいたしまして、各課で町全体を対象として人口減少対策に特化して取り組む施策をまとめたものということでございます。渋谷議員のご質問の中でもいろいろお話が出てまいりましたけれども、町では今後、地区単位から集落単位といたしまししょうか、細分化した形で実態を把握してといったようなお話がございました。これまでの町の取組からしますと、やはり町には100を超える集落あるわけですが、個別の集落の実態を把握したといったような取組はこれまではやってこなかったのではないかなというふうに思っております。町全体を対象としてのアンケート調査をするとか、そういったことはあったかとは思いますが、個別集落に入り込んでの実態把握はしてこなかったかなというふうに思っております。今お話ありました、例えば区長の成り手がいないですとか、そういった課題も見受けられるということでもございましたけれども、やはり各集落ごと抱える課題は違う、状況は違う、置かれているいろんな面が違うということでもありますので、これからはやはり集落単位の把握に努める必要があるのかなというふうに、お話をいただいて考えているところでございます。各集落全て町のほうで職員が入り込んで調査をするとか、そういったことはまずは現実的ではないなというふうにも思っておりますので、仮に今後、今考えておりますのが集落点検等、そういった対策の必要性についてのまず検証からさせていただきたいと思っております。現在の集落支援員、今町には2名おりますけれども、こちらの集落支援員は定住促進の部分に特化して、空き家調査ですとか、移住希望者への対応ですとか移住者へのフォロー、そういったものを行っていただいております集落支援員でありますけれども、国の制度でありますので、集落支援、名のおり集落を支援するための役割を担っていただくためのものでありますので、定住促進だけではなく、そういった集落の実態を把握する、そういった部分にも関わっていただけるような制度設計が必要かなというふうに今のところ思っております。その辺の対策の必要性をまず検証した上で集落点検などの対策に取り組むことが必要だとされて取り組むことになった場合には、先ほども申しましたけれども、町単独での対応は全く困難と思われまますので、各集落の区長の皆様ですとか各地区のまちづくり協議会ほかの皆様と協働の手法によりまして取組をしていけないかといったような話し合いをできないかなというふうに思っております。今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、渋谷敏議員。

3番（渋谷 敏君） ありがとうございます。まさに高齢化になっている、そういう地区、集落に手当てをするということは、100%手当てするのはそれは不可能でございますが、ただ地域にもまだ力は、まだというか、地域にも力はございます。ですので、行政と本当に地区の住民と力を合わせて、できることはそれぞれやってもらうと、こういうところがこれからの本当の在り方だろうなというふうに思いますし、今言っていたように集落の点検、それから対策の必要性、これは集落支援員、あるいは民生委員も加わってよろしいかなというふうに思いますし、区長さんも、いろんな力があると思っておりますので、そういったところ総合的にやっていただければ本当にありがたいというふうに思います。

質問は以上で終わります。

議長（高橋冠治君） これにて3番、渋谷敏議員の一般質問は終わります。

ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

引き続き一般質問を行います。

2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） 本日の一番最後の一般質問となります。2番、今野博義でございます。第568回定例会一般質問に当たりまして、私から初めての質問をさせていただきます。

私からは、通告に従いまして2つの質問をさせていただきます。最初に、県立遊佐高等学校存続に関する支援と町内在住町外高校に通う生徒への支援体制について伺います。人口減少への対応や地域の産業面にもつながる教育環境の存続のため、遊佐高校魅力化に係る地域連携協議会が設置され、現在、遊佐町自然体験型留学制度などの事業が展開されております。これは遊佐高校支援のため、このほかに遊佐高校就学支援事業補助金、これは遊佐高校支援の会への拠出となりますが、事務局は教育委員会教育課内に設置されております。令和5年度予算書から、それぞれの事業の内容が多岐にわたっており、全てを読み解くことができませんでしたので、確認のため令和5年度のそれぞれの事業の総予算額をお聞きします。前者は、県外からの生徒に対する寮の運営、各種コーディネーターの設置など側面的な支援。後者の補助金は、遊佐高校支援の会のパンフレットによりますと、生徒の出生地にかかわらず希望する生徒への直接的な支援。例えば就学支援、遊佐高校入学時に制服や運動着などの購入費用として7万円の支援。通学支援、遊佐高校へ通うためのJR通学定期券購入費用の半額を支援。キャリア支援、3年生を対象に普通自動車運転免許取得に対して6万円の支援などがあります。それぞれの側面的、直接的な支援を目指す目的を伺うとともに、現時点での町内在住町外高校に通っている生徒への支援の状況をお聞きします。特に高校1年生、16歳未満の生徒に当たっては、国の児童手当法の制限等によりまして、生まれた月により非常に大きな格差が生じるため、現在、支援対象の遊佐高校生だけでなく、町内在住の高校生への支援の在り方についてもお聞きするものです。

2つ目としまして、空き校舎利活用の現時点での進捗状況と課題についてです。空き校舎利活用の中でも、蕨岡、高瀬のまちづくりセンター移転は最重要課題であると考えております。実際に4月に旧校舎が空き、5か月たった現時点での進捗状況と今後の予定を伺います。新小学校への統合と蕨岡、高瀬のまちづくりセンター移転は数年前に計画済みで、閉校と同時に移転工事が始まるものと思っていた町民が非常に多いわけですが、そもそもここまで移転計画が遅くなっている理由は何だとお考えでしょうか。それとも、そもそもが計画どおりなのでしょうか。令和5年1月、遊佐町空き校舎利活用基本計画が策定されました。これまで具体的に町民の要望を取り入れて計画を進めていく中で、当初予定区画の変更やそれぞれの係での進捗の差が発生しております。蕨岡、高瀬に限らず、空き校舎の利活用につきましては窓口を統一化し、必要であれば統括する窓口がそれぞれの所管、それぞれの団体を招集し、協議をし、効率的、機動的、多角的に課題を捉えて解決するべきと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。特に老朽化している蕨岡、高瀬のまちづくりセンターにつきましては遊佐町の指定避難所となっており、早急な移転を希望しますが、現時点で耐震診断を行った上で、診断結果によっては計画の前倒し、変更、現まちづくりセンターの改修も必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、通告に従いまして壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、2番、今野博義議員に答弁をさせていただきます。

まず、遊佐高等学校に関する質問でありました。遊佐高等学校魅力化に係る地域連携協議会は、遊佐高校が地域と共にある学校として、地域において学校の魅力化、活性化策を検討することで、志願者の増加と地域活性化を目標に、令和3年12月に設置されました。地域連携協議会では、令和元年度から実施している遊佐町自然体験留学制度による県外生の募集、選考や地域みらい留学への参画、留學生の生活支援事業を実施しております。しかし、遊佐高等学校の志願者が定員を割る状況が続いており、高校存続のためにはさらなる学校の魅力化と中高連携による取組による町内や周辺市町村からの入学者が恒常的に確保できることが必要です。町内、周辺市町村、県外の中学生から遊佐高校が選ばれる学校になるために、また高校生が遊佐高に来てよかったと思える地域、学校になるために、魅力化プロジェクトに関わるアドバイザーやコーディネーター、地域おこし協力隊、遊佐高校支援の会との関係者相互の連携を密にし、令和5年3月に策定した遊佐高等学校魅力化推進計画に基づき魅力化、活性化策を実施していきたいと考えております。遊佐高等学校支援の会の主目的は遊佐高校の存続であり、遊佐高校を存続させることは遊佐町の振興にとって極めて大きな課題であると考え、平成26年度から、遊佐高校支援の会を事業主体として就学支援事業に取り組んでまいりました。これまで遊佐高生に対する支援事業を実施し、中学校関係者に向けての支援内容の周知を継続してきております。遊佐高校支援の会から支援事業として大きく分けて3つ行っております。遊佐高への入学、通学のハードルを下げるための就学支援金の支給、通学支援としての登下校時のタクシー運行や通学定期券の購入費助成。2つ目としては、学習活動を支援するための校外学習の補助。そして、3つ目としては、生徒のキャリアに関わる資格取得を支援するため、介護職員初任者研修、そして運転免許証取得の支援があります。県外及び町外から入学した生徒については一定数の人数を確保できておりますが、地元である遊佐中学校からの入学者数が少ないといった現状にあります。これまでも小中連携・中高連携事業を行ってきましたが、先般初めて小中高連携して海岸清掃活動を実施したところであります。町内の児童生徒に遊佐高校の魅力を感じてもらえるよう、今後も小中高高校生が触れ合う機会を創設していくことが必要と考えております。遊佐高校の独自性の強化といった視点から、高校側とも相談しながら、県内同規模校の支援内容等も参考にし、通学支援等の町外から入学向けの支援のみならず、生徒の高校生活と学習を支えられるものになるよう、学習ソフトなどの新たな支援も協議しており、引き続き遊佐高校存続に向けた取組を行っていききたいと考えております。

また、町外の高校へ通学する生徒を対象とした支援につきましては現在では考えておりませんが、町としての全般的な子育て支援策の中で対応していきたいと考えております。支援の会魅力化協議会等の予算等については公開をしておりますが、分からないという質問がありましたので、所管の課長より私の答弁の後に説明をさせていただきたいと思っております。

2つ目としては、空き校舎利活用の現時点での進捗状況と課題ということでありました。蕨岡、高瀬まちづくりセンターの移転、改築につきましては、令和3年度末に両地区から要望書が提出されました。町では、令和4年1月に空き校舎利活用検討委員会を設置し、両地区の移転改築要望に加え、地域のニーズや町が抱える課題、移転に際し必要となる法的な手続などを調査し、空き校舎の利活用が町や地域のさら

なる発展につながるよう検討を重ね、令和5年1月に遊佐町空き校舎利活用基本計画を策定しました。移転のためには、空き校舎全体に係る基本計画策定を経て、その後に具体的な設計業務を行うという流れが必要不可欠であると考えられます。両地区の移転・改築事業では、今年度実施結果設計を行い、来年度改築事業を実施する予定となっております。実施設計の進捗状況としては、6月に設計業者を選定し、7月から8月にかけて両地区の改築検討委員の皆さんと各3回改築検討委員会が開催され、空き校舎の中を実際に確認しながら検討を重ねてきております。9月上旬に最終の改築検討会議を開催し、各地区の要望の集約を終え、その後設計図の作成及び工事費の積算作業に進み、今年度中に工事着工のために必要な建築確認済証の交付を受ける予定となっております。また、実施設計業務の中で改築工事の工期が示されることで、具体的な移転時期の想定が可能となります。両地区の皆さんからも早く移転したいという声は十分に理解しておりますので、現時点で考える最短の時間で移転が実現できるよう、引き続き進捗管理に努めてまいります。

空き校舎利活用基本計画に基づき利活用を進めるに当たって、全体調整や課題の共有が重要と考えます。そこで、企画係が全体調整役となり、各所管部分の進捗管理と情報共有を目的に、関係職員で構成する空き校舎利活用調整会議を設け、これまでに2回開催しております。調整会議での内容は、課長会議にも報告されております。今後も関係係で協議しながら、必要となる場合は随時に開催する予定であります。耐震診断は、旧耐震基準で設計された耐震性能を保有していない建物を現行の耐震基準で耐震性の有無を確認することとなります。現存の建物を引き続き長期にわたり使用する計画はそんなにはないわけですので、診断の結果による耐震化改修工事を行う場合は診断を行う必要があると考えますが、蕨岡まちづくりセンター、昭和33年建設でありますし、高瀬まちづくりセンターについても昭和43年建設の建物で、いずれも50年以上、60年以上経過しておりますので、耐震診断された耐震性基準を保有している可能性は全くないわけでありますので、現時点で耐震診断を行うことは想定をしております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 初めに、今野議員のほうからご質問ございました事業の全体予算と総額、総予算のお話にお答えをしたいと思います。

今年度、令和5年度の予算で申しますと3,499万3,000円、この金額が遊佐高魅力化地域連携支援事業への総予算ということになってございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 続きまして、遊佐高校支援の会の令和5年度の予算規模を申し上げます。

収入の部、支出の部とも1,098万1,000円が予算規模ということになります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） ただいまご答弁いただきまして、ありがとうございます。それぞれ遊佐高校の就学支援補助金、約1,000万強、遊佐高校魅力化地域連携支援事業負担金、約3,500万円、トータル令和5

年度単年度で4,500万円の今年度予算が計上されているということになります。遊佐高校存続のための支援として、単年度の予算としては非常に大きいものであるという印象を私は受けましたが、もともとこの遊佐高校就学支援事業補助金、先ほどご答弁の中でも平成26年頃スタートということでお話がありました。当時、2年連続で定員の半分以上、定員割れが起きた場合には廃校になってしまうかもしれないということで、何とか高校を遊佐町に残そうということでスタートしてきまして、現在も続いている支援ということになるかと思いますが。

教育課長にお聞きします。これまで支援を続けてこられまして、どういった効果があったというふうにお考えでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 遊佐高校支援の会による効果というご質問でございましたけれども、遊佐高校支援の会からはこれまで入学時の就学支援金7万円をはじめ、通学タクシーやJR定期券の半額補助、あと運転免許証取得時の補助など、様々な形で金銭的な支援をさせていただいております。その効果として最も大きいのが、やはり平成26年に遊佐高校支援の会を立ち上げてからこれまで、入学者について入学定員40人の半数である20人未満の年が2年連続して続かなかったことが挙げられると思います。先ほど今野議員のほうからもございましたけれども、それが最も大きい効果として挙げられると思います。県立高校再編整備基本計画というのがあるのですけれども、その中で入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は以前はその2年後に募集停止になり、いずれ廃校ということになっていたわけなのですけれども、令和元年度から計画の見直しが行われまして、2年連続して2分の1未満の年の場合なのですけれども、見直しの後は高校のある地域の自治体と高校の在り方について協議するというふうに見直しされております。そういうふうの基本方針が定められております。20人未満の年が2年連続しないで一定数の入学者が確保できていることがやはり遊佐高校支援の会からの支援による効果であると考えておりますし、あと令和2年度から今年度入学者のこの4年間においては遊佐町自然体験留学生ということで県外から入学者を受け入れたこともあって、その効果も大きかったと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） ありがとうございます。もともと平成26年からは遊佐高校就学支援事業補助金、この事業のみで来られていたわけですが、ここ数年前、企画課の担当になるかと思うのですが、遊佐高校魅力化の地域連携支援事業負担金ということで、令和5年度、3,500万円の予算の計上の事業がございます。まだ始まって数年ということではあるのですが、この事業につきまして現時点での効果またはこれまでの実績を企画課長にお聞きします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 初めに、1点予算のお話で訂正をお願いできればなというふうに思いますけれども、先ほど私3,499万3,000円がこの事業の5年度分の総予算ですよという話をいたしましたけれども、その中で負担金に計上されておりますのが911万5,000円でございます。そのほか様々一般会計の款項目に分類されている、例えば報償費ですとか費用弁償、修繕料、役務費、保険料、そういったものがございまして、そういったもの全て合わせましての3,499万3,000円、負担金については911万5,000円ですと

いうことをご理解をいただきたいと思います。

それで、魅力化地域連携支援事業の取組についてということになりますけれども、こちらの支援事業は令和元年度から実施をさせていただきました。今年度で5年目を迎えているということになりますけれども、令和元年度に山形県外から遊佐高校へ入学する県外留学生の募集を開始させていただいて、令和2年度から受入れを始めたものでございます。前年度のまず2年、3年、4年度、高校でありますので3年間遊佐町で過ごしていただいて、現在、卒業生の1期生が出ておりますけれども、それが5人ですか、卒業していただいて、そのうち2名が東北公益文科大学のほうに進まれているといったこともございます。そういった意味からしましても、若い力といいましょうか、遊佐町に来ていただいて、遊佐高の存続に貢献いただいて、卒業した後もこちら残っていただいて、遊佐町に対してのいろいろな協力ですとか思いとか、取組に参加をいただいているといったことでありますので、非常に今後につながる施策かなというふうに思っております。

以上が成果かなと、まだ時間はあまりたっておりませんが、成果の一つのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） ただいま訂正いただきまして、具体的な負担金としましては約900万円強ということで、一般事業費のほうにも入っているものも含めると事業としては3,499万円ということでお聞きをしました。いずれにしても、先ほどの遊佐高校就学支援事業補助金と含めると約4,500万円ほどの予算が計上されているということで理解してよろしいのでしょうか。

先ほど町長のほうの答弁にもありましたが、これ遊佐高校に通う生徒さんだけの支援という形になってきております。答弁の中では、町内在住で町外に通う高校生に対しての支援は現在のところは考えていらっしゃらないということでご答弁ありましたが、実はこの遊佐高校支援の会で行っていただいている支援の中で、就学支援事業補助金の中でも入学時の就学支援と制服代7万円、実はこれ非常に優れた支援なのだとは私では考えておりました。現在、中学校卒業までは国の児童手当の支給対象ということで、特に中学校3年生から高校1年生にかけての16歳未満の生徒、この生徒につきましては児童手当法の支給要件、第4条によって非常に大きな差が発生しております。第1項、イ、支給は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、第1項、ロ、中学校修了前の児童、この支給要件によりまして早生まれ、特に中学校3年生の3月で15歳を迎える早生まれの児童は、15歳になったと同時にその年の3月末日には児童手当の支給の要件から外れてしまいました。前年4月に生まれた児童と比較しますと、11か月間の手当が支給が打ち切られております。これは年齢の要件でなくて、中学校修了前との要件が加えられているからということなので、生まれた月によって差が生じるのは致し方ないかなと考える向きもあるのですが、実は問題これだけではございません。所得税法第2条、定義、34項の2、控除対象扶養親族、年齢16歳以上の者、地方税法第34条、所得控除、第11項、控除対象扶養親族、同じく扶養親族のうち年齢が16歳以上の者。この2つの条文によりまして、先ほどの1月から3月生まれまでの早生まれの児童、基準日である12月31日にはまだ15歳ですので、所得税法上も地方税法上も控除対象扶養親族にも該当しないために、その年の扶養親族の対象にもなっておりません。支援も受けられず、扶養控除の対象にもなれない空白の1年、これ

が存在しています。これ早生まれの児童は毎年確実に該当します。私はあえて国の法律上の不備と申し上げますが、これらの状況を踏まえて遊佐高校の就学支援事業補助金の中で行われている就学支援、まさに高校1年生、入学時に制服、体操着購入費用7万円の支給というのは非常に有益なものだと考えております。急激に支援が行き届かなくなるこの高校1年生に対しまして、ほかの地域に先駆けて高校生までの医療費無料化、幼児教育・保育の無料化を実現してきました遊佐町です。遊佐高校生だけでなく、町内の在住のほかの酒田、鶴岡、町外の高校に通う1年生に子育て支援を広げるお考えはありませんでしょうか。町長にお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今野議員は、これまでのことがまだ分からないうちに多分質問しているのだと思います。私は、遊佐高校を県から分校化するという申入れをいただいた中で、どうしたら遊佐高校存続するのだという形の中で、県の当時の教育長と大げんかをして、そして私の就任以前は1年間の遊佐高支援って協力金で54万円でした。60万円が10%カットで54万円の遊佐高協力会という支援しか行っておりませんでした。どうしても高校はやっぱり地域に残すべきだという形で、そして当時の山形県知事から、吉村知事から拳の下ろしどころを考えなさいよと。片一方はもう当時教育委員会では分校化するというふうに言いに来たのですから、その中でイエスと言わなかったものなのです。大変な苦勞をしたなという思いです。その当時、県が分校しますって言ったときに、分かりましたって言った金山町と真室川町は既にあと分校化です。今年の新入生が7人とか8人とかしかいない。特に真室川高校、存続しようよねって言ったコーディネーターが、もう分校ではどうしようもないですからという形で辞表を出されたと同っています。真室川町長から。そんな形で、どうしても遊佐高校を残したい。まずはその当時から町内のよに通う高校生はどうするのだということも議論ありましたが、町としては医療費18歳まで無料化という形でしっかり打ち出してきました。そんな中で、どうしても残したいと。そして、山形県では総合コースという形、1学年1学級で校長先生がいる高校はその当時は遊佐高しかありませんでした。その後、公益文科大学の吉村学長からみらい自然留学を遊佐高校に提案しなさいよと、私がサポートしてあげるからという形の中で山形県に提案したら、何と県でオーケーしてくれました、みらい留学について。ですから、実は自然体験留学、当時は県外から来れた高校は山形北高校の音楽科と加茂水産高校だったのですけれども、その中で遊佐高校が周辺の高校では初めてみらい体験留学を認めてもらって、そして今、当時は支援の会の会長には私はなれないと。これは、公職選挙法で必ず、いわゆる寄附行為の禁止という形でいけば首長はなれない、議員もなれないという形の中では、やっぱり支援の会の会長を通してやっぱり就学支援金を出そう、交通も支援しようという形で進めてきました。ただ、金額多いって言っていましたが、私から見るとふるさと納税の一部を子供たちにも使用させていただいているというふうに申し上げています。遊佐町で昨年で8億7,000万円を超すふるさと納税をいただきました。その使用目的、希望、これに使ってくださいよと選べるのですけれども、8億7,000万円を超すふるさと納税、遊佐町に対するもののうち35%ほどが未来を担う子供の育成のために使ってくださいよという、そんな納税者の温かい気持ちをいただいていますので、それに、税金でなくて、町で集めた金、交付税はなくて、ふるさと納税の一部を使わせていただいているということを理解してほしいと思います。今遊佐町ばかりでなくて、小国町、白鷹町荒砥高校、そして実は南陽市までも大変な状況です。やっぱり高校の維持に関する形でいくと。そして、最上町でも

新庄北高校の向町分校という形で、なかなかよそには行けない距離の地域でもやっぱり、遊佐高どうやったら都会からも来てもらっているのだろうなということがありましたし、先日にかほの市川市長とお会いしたときに、いや、遊佐高どうやったらあんなふうに都会から8人も9人も応募してくれるのという話がありました。今秋田県でも、にかほ市でも仁賀保高校の存続がとても大きな課題になっているということです。県は、それは一回決めたことですからもう強引にやりたかったのですけれども、当時遊佐町長がうんと言わないで大分反抗した、抵抗した、それらの議論の中で何とか残してもらった高校。地域の高等教育の拠点を持っていない町と持っている町ではやっぱり若者の定着、学びの場の提供、そんな意味でいくと、町全体が集中的にちっちゃい面積あるわけではなくて、高校までの距離、駅までの距離が遠い地区と考えれば、町に高校があるというのがやっぱり理想的なことだと思いますので、それら等についてはしっかり取り組んでいかないと、後で、なくしてしまってからあのおときああすればよかったということないように前に、前に取り組んでいきたいと思っています。私は、大変県の教育長から怒られながら必死に抵抗して残してもらった高校をしっかりと保持していきたいと考えています。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） 私は、今までのお話の中でも全てを否定しているものではございません。遊佐高校はあくまでも県立高校であることを忘れることなく、例えば先ほどのお話の中で魅力化事業の中でも留学生の住宅運営ですとか、こういったものは非常に大事なものだということは理解をしております。ただ、事業が2本立てでいっている中で、直接現金を支給する部分につきまして同じような町内の高校生にも目を向けていただけないかということで提案をさせていただいたところでした。ただ、なかなか難しいというようなお話もございましたので、遊佐町はこれまでも先ほどお話ししました高校生までの医療費無料化、幼児保育の無料化、ほかに先駆けて実現してきた遊佐町なわけですから、そういったところにもぜひ目を向けていただきたいというふうに提案をさせていただきます、この質問を終了いたします。

続きまして、空き校舎の関係に入らせていただきます。令和5年1月策定、空き校舎利活用基本計画、私も見させていただきました。この中で空き校舎利用計画図、描いてありましたけれども、旧蕨岡小学校でいえば、蕨岡まちづくりセンターにつきましては企画係、放課後児童クラブにつきましては子育て支援係、体育館は社会教育係、旧高瀬小学校でいえば、高瀬まちづくりセンターについては企画係、PAT整備推進室につきましては産業創造係、同じく体育館は社会教育係、ほかにDX推進計画、旧学校記念品、これは総務学事係、旧藤崎小学校食品加工場、産業創造係などなど、まだまだ多種多様な所管に分かれています。予算の計上につきまして各課であることは非常に理解はしていますけれども、効率的、機動的に町民の要望を取り入れるためには、所管ごとの縦割りで進めるのではなくて、窓口は統一がよいというふうに考えます。先ほど企画課を中心としました調整会議ということのお話もございましたが、現に使用区画の変更につきましては、各課、係、使用予定団体から話合いの要望が出ていたにもかかわらず、具体的に当事者間の話合いができるまで相当な時間を要しているというふうに聞いております。これは、やはり窓口を1つにすることのほうが動きが非常に早いのではないかとこのように思っている提案ですが、企画課長いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

窓口を1か所にしたほうが効率的、迅速に対応できるのではないかとのご提案でございましたけれども、先ほど町長答弁にもありましたとおり、空き校舎利活用調整会議、その中で各課の進捗状況ですとか課題等、そういったものを出し合って、共有をし、解決を図っているというやり方をこれまではしてまいりました。よくよく考えてみますと、やはり学校施設でありますのでかなり規模が大きいということもございまして、小さい施設であれば全体を1つの目的で使うとか、そういったこともあるわけではありますけれども、かなり大きな施設、そちらを町の課題ですとか皆様の要望等、そういったものを踏まえて利活用していくといったことを考えると、やはりどうしてもそれぞれの思いですとか、それぞれの役割といたしましょうか、そういったものを張りつけていく必要があると。それを整理してつくったのが計画だったわけですが、よくよく考えてみるとやはり課題が出てきたものを所管から上げていただくといった流れのほうがこちらとしては進めやすいのではないかなと思っております。企画が全てを把握しているかといいますとそうでもございませんので、様々な細部にわたればいろいろな課題もあると、法的なものもあると、そういったところはやはり各所管できちんと把握をしていただいて、こういった課題があるのですよと、こういった問題があるのですよと、そういったものを共通のテーブルに上げていただいて、それぞれでいろいろ意見をいただきながら調整を図っていくと、そういったやり方で今後も進めたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） なかなか実際に動いてみますといろいろな課題が出てきますので、それに迅速に対応いただけるというふうになることを希望したいと思います。

それから、耐震診断する予定はないというふうにお聞きをしました。現在の計画の中でいくと、少なくともあと2年ぐらいは新まちづくりセンターのほうには移転できないのかなというふうに理解をするところではございますが、現在の旧まちづくりセンターにつきましてはなかなか老朽化しておるとのことと、例えば雨漏りですとか、耐震大丈夫なのかとか、住民の皆さんそういったことを心配しているわけですが、耐震診断しないということですので、構造上の問題とかもはっきりと明確には分からない状態の中で2年間ぐらいは待たなければいけないのかなというところでございますが、蕨岡、高瀬のまちづくりセンターもう2年ほど使用しなければいけない状況ですが、遊佐町の指定避難所になっていますけれども、この部分につきまして危機管理の面から総務課長いかがお考えでしょうか、お答えください。

議長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 確かに高瀬まちづくりセンター、それから蕨岡まちづくりセンター、指定避難所ということで指定はしているところであります。災害が起きたときに避難所ということで載っているわけですが、実際に例えば地震とかが起きて避難所を使うという場合につきましては、避難所を開設する前にはきちんとその施設が安全かどうかということを確認しなければ指定避難所は開設しないということになりますので、現在のところ、載っているからといって、ほかの避難所もそうですけれども、ちゃんと安全を確認した上で避難所を開設するという流れになるかと思っておりますので、現在そのような扱いで、指定ということではありますけれども、確認をして避難所で扱っていくというようなことであります。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2 番（今野博義君） そうしますと、今のご答弁からですと蕨岡まちづくりセンター、高瀬のまちづくりセンターについては避難所として開設しない可能性もあるというようなご答弁でしょうか。

議 長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） その2つだけではなくて、結局どこの指定避難所にもなりますけれども、その状態を見て確認をしてということにはなろうかと思えます。特に地震の場合は。洪水の場合は、そういった、例えば亀裂が入るとかということはないので避難所としては扱えるわけですが、地震の場合については特に注意をして避難所の開設ということにはなろうかと思えます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2 番（今野博義君） 答弁ありがとうございました。各地域の核であった小学校、今年の4月に廃校となりましたけれども、第二の核となり得るのは各地域のまちづくりセンターであると考えています。その中でも遅れている蕨岡、高瀬のまちづくりセンターの移転は、その蕨岡、高瀬の地域活性化のためにも最大の重要案件だというふうに私自身は考えています。町内の危機管理の面からも移転、現在使用中のまちづくりセンターの補修、改修を含めた迅速な対応を求めまして、前例にとらわれず町民の要望を最大限に取り入れたセンターの早期移転を求めまして、私からの一般質問を終わります。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて2番、今野博義議員の一般質問は終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

あした9月6日午前10時まで散会いたします。

（午後5時04分）